

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——	
○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正 (人事課)	15
○亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 (人事課)	15
○亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 (人事課)	16
○亀岡市人権尊重推進条例 (人権啓発課)	17
○亀岡市児童館条例の一部改正 (人権啓発課)	19
○亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正 (総務課)	19
○選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 (選挙管理委員会事務局)	20
○亀岡市消防団条例の一部改正 (自治防災課)	21
○亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正 (自治防災課)	21
○亀岡市物品調達基金条例の廃止 (財産管理課)	22
○亀岡市立学校施設使用条例の一部改正 (教育総務課)	22
○亀岡市環境プロモーションセンター設置条例 (環境政策課)	24
○亀岡市国民健康保険条例の一部改正 (保険医療課)	27

○亀岡市福祉医療費支給条例の一部改正 (障がい福祉課)	29
○亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例の一部改正 (障がい福祉課)	30
○亀岡市介護保険条例の一部改正 (高齢福祉課)	31
○亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正 (高齢福祉課)	33
○亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正 (保育課)	47
○亀岡市保津川における舟運事業等の安全の確保等の推進に関する条例 (商工観光課)	47
○川の駅・亀岡水辺公園条例の一部改正 (商工観光課)	49
○亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例の一部改正 (農地整備課)	51
○亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正 (農地整備課)	52
○亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市水道事業分担金条例の一部改正 (総務・経営課)	52
○亀岡市議会議員の請負の状況の公表に関する条例 (議会事務局)	53
○亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部改正 (税務課)	54

—— 規 則 ——		
○亀岡市事務分掌規則等の一部改正	(企画調整課)	65
○亀岡市会計管理者の補助組織設置規則の一部改正	(財産管理課)	75
○亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正	(人事課)	75
○亀岡市財務規則等の一部改正	(企画調整課)	78
○亀岡市文化資料館条例施行規則	(企画調整課)	79
○亀岡市文化財保護条例施行規則	(企画調整課)	81
○亀岡市福祉医療費支給条例施行規則の一部改正	(障がい福祉課)	82
○亀岡市人権尊重推進条例施行規則	(人権啓発課)	85
○亀岡市介護保険条例施行規則の一部改正	(高齢福祉課)	85
○亀岡市環境プロモーションセンター設置条例施行規則	(環境政策課)	86
○川の駅・亀岡水辺公園条例施行規則の一部改正	(商工観光課)	88
○亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部改正	(都市計画課)	91
○初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部改正	(人事課)	92
—— 告 示 ——		
○公示送達	(保険医療課)	99
○亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱及び亀岡市民間社会福祉施設運営補助金交付要綱の一部改正	(保育課)	99
○公示送達	(保険医療課)	103
○公示送達	(高齢福祉課)	104
○指定居宅介護支援事業所の廃止	(高齢福祉課)	105
○公示送達	(税務課)	105
○亀岡市公の施設の指定管理者の指定	(財産管理課)	106
○公示送達	(税務課)	107
○令和6年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所	(税務課)	107
○指定地域密着型サービス事業所の指定	(高齢福祉課)	108
○京都市西京区・亀岡市住民交流推進協議会設置要綱の一部改正	(企画調整課)	108
○亀岡市指定文化財指定(選定)の基準	(企画調整課)	108
○既存集落まちづくり区域の指定	(都市計画課)	112
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(都市計画課)	114
○公示送達	(高齢福祉課)	114
○市道路線の区域変更に関する告示	(土木管理課)	115
○市道路線の供用開始に関する告示	(土木管理課)	116
—— 訓 令 ——		
○亀岡市情報化の推進に関する規程及び亀岡市情報セキュリティ対策基準規程の一部改正	(情報政策課)	118
○亀岡市事務処理規程等の一部改正	(企画調整課)	119
○亀岡市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部改正	(財産管理課)	120
○初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則運用規程の一部改正	(人事課)	121

——— 公 告 ———		——— 告 示 ———	
○一般競争入札（条件付き）の執行		○告示の廃止	140
（契約検査課）	122		
○都市計画法に関する工事完了の公告		——— 教育長訓令 ———	
（都市計画課）	126	○亀岡市共同学校事務室運営規程の一部	
○都市計画法に関する工事完了の公告		を改正する訓令の一部改正	140
（都市計画課）	126	○学校その他の教育機関の長に対する事	
○農用地利用集積計画の縦覧		務補助執行規程及び亀岡市教育委員会	
（農林振興課）	127	事務専決規程の一部改正	142
○公募型プロポーザル方式による事業者		選挙管理委員会欄	
の選定（広報プロモーション課）	127	——— 告 示 ———	
○公募型プロポーザル方式による事業者		○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請	
の選定（商工観光課）	127	求及び合併協議会設置の請求に要する	
○都市計画法に関する工事完了の公告		有権者総数の50分の1の数	143
（都市計画課）	128	○亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の	
○事業計画変更の認可（都市計画課）	128	市長等及び亀岡市議会議員の解職請求	
		に要する有権者総数の3分の1の数	143
		○合併協議会設置協議について選挙人の	
		投票に付する請求に要する有権者総数	
		の6分の1の数	143
		○亀岡市選挙管理委員会において選挙さ	
		れた委員長	143
——— 任免及び辞令 ———		公平委員会欄	
議会事務局欄		——— 規 則 ———	
——— 規 程 ———		○管理職員等の範囲を定める規則の一部	
○亀岡市議会議員の請負の状況の公表に		改正	144
関する条例施行規程	129		
監査委員会欄		上下水道部欄	
——— 公 表 ———		——— 規 程 ———	
○令和5年度定期監査及び行政監査	131	○亀岡市上下水道部の企業職員の給与等	
		に関する規程の一部改正	146
教育委員会欄		——— 告 示 ———	
——— 規 則 ———		○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の	
○亀岡市就学援助規則の一部改正	134	告示	147
○亀岡市教育委員会基本規則の一部改正			
及び亀岡市教育委員会事務局事務分掌			
規則の一部改正	135		
○亀岡市立学校施設使用条例施行規則の			
一部改正	137		

○公共下水道の供用及び汚水の処理の開始	147
市立病院欄	
——— 規 程 ———	
○亀岡市立病院処務規程の一部改正	148
○亀岡市立病院職員の給与に関する規程及び亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正	149

公布された条例のあらまし

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
要綱

- 1 公益的法人等への人的援助の方法について、経験と能力を有する本市職員をより有効に活用し、当該団体の業務のさらなる円滑な実施を確保すること等を目的に、派遣職員の給与負担の範囲を見直すこととした。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例要綱

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することとした。

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する
条例の一部を改正する条例要綱

- 1 異常な自然現象により重大な災害が発生した現場において、応急作業等の業務に従事する職員に対し、特殊勤務手当として、災害応

急作業等手当を支給することとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用することとした。

亀岡市人権尊重推進条例要綱

- 1 一人一人が互いの人権を尊重し、互いに認め合い、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進していくため、必要な事項を定めることとした。
- 2 亀岡市人権条例（仮称）制定審議会条例を廃止することとした。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

亀岡市児童館条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市天川児童館を使用停止し、亀岡市立人権福祉センターを児童館との兼用施設とするため、同児童館の位置を次のとおり改めることとした。

	位 置
改正前	亀岡市曾我部町穴太二ツ池 8、9 番地
改正後	亀岡市葎田野町佐伯琴敷 7 8 番地の 1

- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとした。

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例要綱

- 1 地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令が施行されることに伴い、関係する条例について規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとした。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人に支給する報酬の額について、投票所の開閉時間又は従事時間数に応じた報酬の支給を可能とするため、新たに規定を設けることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日が公示又は告示される選挙から適用することとした。

亀岡市消防団条例の一部を改正する条例要綱

- 1 消防団員の処遇を改善し団員を確保するため、部長、班長及び団員の報酬を次のように改めることとした。

改正前	部長	年額	34,000円
	班長	年額	23,000円
	団員	年額	18,000円
改正後	部長	年額	35,200円
	班長	年額	28,600円
	団員	年額	25,400円

- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例要綱

- 1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額表を次のように改めることとした。

階 級	勤続年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団 長 及 び 副 団 長	円 12,500	円 13,350	円 14,200
	12,440	13,320	14,200
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
	10,670	11,550	12,440
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800
	8,900	9,790	10,670

上段：改正後
下段：改正前

- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 4 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

亀岡市物品調達基金条例を廃止する条例要綱

- 1 物品調達事務の規模縮小等の現状を踏まえて、亀岡市物品調達基金を廃止することに伴い、亀岡市物品調達基金条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

亀岡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例要綱

- 1 育親学園の開校に伴い、使用料の規定を改めることとした。
- 2 冷暖房の使用に係る使用料を新たに規定することとした。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

亀岡市環境プロモーションセンター設置条例要綱

- 1 亀岡市が取り組む環境施策を広く発信するとともに、人々が集い、交流を深め、つながることで世界に誇れる環境先進都市・亀岡市を実現するため、亀岡市環境プロモーションセンターを設置することとした。
- 2 使用の許可、使用許可の制限及び使用許可の取消し並びに使用者の義務等所要の規定を

設けることとした。

- 3 目的外使用の許可の規定を設けることとした。
- 4 使用時間並びに使用料及び目的外使用料の規定を設けることとした。
- 5 条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとした。
- 6 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

- 1 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に基づく国民健康保険法の一部改正により退職者医療制度が廃止されること等に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正することとした。
 - (1) 国民健康保険料の後期高齢者支援金賦課額に係る賦課限度額を240,000円（現行220,000円）に改めることとした。
 - (2) 国民健康保険料を減額する所得判定の基準のうち、5割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を295,000円（現行290,000円）に、2割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を545,000円（現行535,000円）に改めることとした。

3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

4 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

亀岡市福祉医療費支給条例の一部
を改正する条例要綱

1 福祉医療制度の対象者に精神障害者を加えることに伴い、所要の規定整備を図ることとした。

2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

3 この条例は、令和6年8月1日から施行することとした。

亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例の一部を改正する条例要綱

1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴い、障害を理由とする差別解消の一層の推進を図るため、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供を義務化することとした。

2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

- 1 第9期介護保険事業計画の実施に伴い、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を次のとおり改正することとした。

区 分	現 行		改 正 後	
基 準 額	月額 5, 1 9 6 円		月額 5, 8 0 0 円	
第1段階	年額 31, 176 円 (18, 696 円)		年額 31, 668 円 (19, 836 円)	
第2段階	42, 084 円 (26, 496 円)		43, 152 円 (29, 232 円)	
第3段階	46, 764 円 (43, 644 円)		48, 024 円 (47, 676 円)	
第4段階	56, 112 円		62, 640 円	
第5段階	基準額	62, 352 円	基準額	69, 600 円
第6段階	74, 820 円		83, 520 円	
第7段階	81, 048 円		90, 480 円	
第8段階	93, 528 円		104, 400 円	
第9段階	99, 756 円		118, 320 円	
第10段階	112, 224 円		132, 240 円	
第11段階	124, 704 円		146, 160 円	
第12段階	137, 172 円		160, 080 円	
第13段階	(新規)		167, 040 円	
第14段階	(新規)		174, 000 円	
第15段階	(新規)		180, 960 円	
第16段階	(新規)		187, 920 円	

上段 第3条第1項に定める保険料

下段 (第3条第2項、第3項及び第4項に定める保険料)

2 所得段階区分の対象者を次のとおり改正することとした。

所得段階	現 行		改正後	
第1段階	①本人が生活保護受給者 ②本人が老齢福祉年金受給者で、住民税世帯非課税者 ③住民税世帯非課税者で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者		同 左	
第2段階	住民税世帯非課税者であり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の者		同 左	
第3段階	住民税世帯非課税者であり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の者		同 左	
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者		同 左	
第5段階	基準額	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の者	基準額	同 左
第6段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円未満の者		同 左	
第7段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者		同 左	
第8段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者		同 左	
第9段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	
第10段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	
第11段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	
第12段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が800万円以上の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	
第13段階	(新規)		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が720万円以上850万円未満の者	

第14段階	(新規)	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が850万円以上1,000万円未満の者
第15段階	(新規)	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者
第16段階	(新規)	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が1,500万円以上の者

- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の保険料から適用することとした。

亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例要綱

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係する条例について、法律に合わせた規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

- 1 母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に基づき、次のとおり改正することとした。
- (1) 特定教育・保育施設の重要事項の書面掲示の義務付けに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを加えることとした。
 - (2) 特定教育・保育施設の運営において必要な書面等を情報通信の技術を利用する方法で作成し、交付又は提出する場合の記録媒体について適正に規定することとした。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

亀岡市保津川における舟運事業等の安全の確保等の推進に関する条例要綱

- 1 保津川における舟運事業等の事故の防止並びに保津川の良い河川環境の保全及び観光資源としての活用の推進を図るため、次のとおり規定を設けることとした。
 - (1) 市、事業者及び利用者の責務等を明らかにすることとした。
 - (2) 協議及び連絡調整を行うための協議会を設置することができることとした。
 - (3) その他協議会の運営に関する事項を定めることとした。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

川の駅・亀岡水辺公園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 川の駅・亀岡水辺公園の使用時間及び休園日の見直しを行うこととした。
- 2 川の駅・亀岡水辺公園の利便性の向上及び利用の促進を図るため、次のとおり改正することとした。
 - (1) 展示室の使用料を1時間当たり1,000円とすることとした。
 - (2) 駐車場使用料の規定を新たに設けることとした。
 - (3) 宿泊事業を実施することに伴い、河川広場（堤防敷及び高水敷）の使用料の見直し

を行うとともに、宿泊時の使用料の規定を新たに設けることとした。

- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例は、令和6年4月1日から施行し、2の(1)及び(2)の改正については、令和6年7月1日以後の使用に係る使用料から適用することとした。

亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例要綱

- 1 府営農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金の徴収について、規定を新たに設けることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例要綱

- 1 国営土地改良事業における負担金及び特別徴収金について、徴収猶予等の規定整備を図ることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市水道事業分担金条例の一部を改正する条例要綱

- 1 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行により、水道整備・管理行政の権限等が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地方税法の一部改正及び地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正した。
 - (1) 能登半島地震災害により住宅等の資産に損害が生じた者の負担軽減を図るため、特例として、令和6年度の個人市民税において、その損失に係る金額を令和5年分の総所得金額等から雑損控除の対象として控除できることとした。
 - (2) 一定の所得要件の者に対し、令和6年度分の個人市民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の定額減税を実施することとした。
 - (3) 土地の評価額等に対する課税標準額の割合の均衡化を促進するため、土地に係る現行の負担調整措置等について3年延長することとした。

(4) その他所要の規定整備を図ることとした。

- 2 条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行した。

条 例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第3号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び特例一時金のそれぞれ」を「給与の」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第4号

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年亀岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）
第14条の2 給与条例第21条（第2項第2号を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第24条第1項中「この条」を「この条及び次条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）
第24条の2 給与条例第21条（第2項第2号を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が

規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第26条第1項中「第22条まで」を「第22条まで及び第27条」に改め、同条第2項を削る。

第27条中「前条第2項」を「前条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 職員の育児休業等に関する条例(平成4年亀岡市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第8条中「会計年度任用職員を除く。」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」に改める。

「揭示済」

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第5号

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和57年亀岡市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (8) 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当
第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

(災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当)

第10条 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、次の職員に対して支給する。

- (1) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所において応急作業等に従事した職員

- (2) 国又は他の地方公共団体からの要請に基づき、異常な自然現象により重大な災害が発生した地域に派遣され、応急対策又は災害復旧のための業務に従事した職員

- 2 前項に規定する手当の額は、作業1日につき、前項第1号の場合は500円、前項第2号の場合には840円(特に危険であると市長が認める場合は1,680円)の範囲内で市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

「揭示済」

亀岡市人権尊重推進条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第6号

亀岡市人権尊重推進条例

人権とは、全ての人が有している人間らしく生きる権利であり、将来にわたって守られるべき権利です。一人一人の不断努力によって、かけがえのないこの権利を守っていくことが大切です。

本市では、人権尊重・平和を市政の最重要課題と位置付け、世界恒久平和の実現に向けて1955年に亀岡市「世界連邦平和都市」宣言（現亀岡市「世界連邦・非核平和都市」宣言）を宣言するとともに、同和問題（部落差別）の解決を目指し、市全体で取組を進め、その取組の中で積み上げた成果や手法を活かし、あらゆる人権問題を解決するため、亀岡市「生涯学習都市」宣言に掲げる人間の尊重及び亀岡市民憲章に謳う平和と人権の根づくまちに基づく人権尊重のまちづくりを推進してきました。

その取組の成果として、亀岡市男女共同参画条例（平成14年亀岡市条例第29号）、亀岡市犯罪被害者等支援条例（平成24年亀岡市条例第3号）、亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例（平成30年亀岡市条例第16号）、亀岡市子どもの権利条例（平成30年亀岡市条例第50号）を制定したほか、亀岡市パートナーシップ宣誓制度の創設等を通じて、女性、犯罪被害者、障害者、子ども、高齢者等や、性的指向及び性自認等にかかわらず、全ての人の人権が尊重される社会の実現のため、市民とともに努力を重ねてきました。

国においては、2016年以降、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）及び性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）が施行されるなど、差別解消に向けた取組が進められています。

しかしながら、今もなお、社会的身分や出身、性別、年齢、障害や疾病の有無、民族、人種、国籍、性的指向、性自認等を理由とした人権侵害が存在しています。また、インターネットの普及等による情報化社会の進展や、経済的格差の拡大等社会情勢の変化に伴い、複雑で多様な人権問題の解決が課題となっています。

全ての人の人権が尊重される社会を実現するためには、こうした複雑で多様な人権問題の解決に向け、市民一人一人が、人権問題に対して正しい理解と認識を深め、不当な差別を許さない、不当な差別をしない、そして、あらゆる人権問題を解決するという意識を持ち、子どもの権利を大切にし、子どもの最善の利益を実現することや、障害者等に対する必要かつ合理的な配慮を行うなど、積極的に行動していかなければなりません。

このような共通認識の下、私たちは、一人一人が互いの人権を尊重し、互いに認め合い、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進していく決意をここに表明し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、本市における人権尊重の

まちづくりに関して、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び企業等の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な基本的事項を定めることにより、市民等及び企業等の人権尊重の意識の高揚を図り、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (2) 企業等 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を有しており、一人一人の人権が相互に尊重されるものであるという認識の下、誰一人置き去りにされることなく、互いに認め合い、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、必要な人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、互いに認め合い、人権を尊重し、人権尊重のまちづくりの担い手として、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる場において、人権意識の高揚に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に資するよう努めるものとする。

（企業等の役割）

第6条 企業等は、基本理念にのっとり、事業

活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、あらゆる人権問題の解決に向けた取組を主体的に推進し、人権が尊重される社会の実現に資するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 市は、人権尊重のまちづくりの推進に必要な人権施策を効果的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する事項
- (2) 人権問題に関する相談及び支援体制の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定及び進捗管理等に当たっては、第10条第1項に規定する亀岡市人権尊重推進審議会の意見を聴かななければならない。

4 市は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

6 市は、基本計画に基づいて必要な人権施策を推進するとともに、国、府その他関係機関との連携を強化するなど、推進体制の充実に努めるものとする。

（人権教育及び人権啓発の推進）

第8条 市は、人権尊重のまちづくりに関する市民等及び企業等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発の推進に努めなければならない。

（相談・支援体制の推進）

第9条 市は、あらゆる人権問題に関する相談に応じるとともに、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の推進に努めなければならない

ない。

(亀岡市人権尊重推進審議会の設置)

第10条 市長の諮問に応じ、本市における人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、亀岡市人権尊重推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(1) 第7条に規定する基本計画の策定及び進捗管理等に関すること。

(2) その他、人権尊重のまちづくりに必要な施策に関すること。

(組織等)

第11条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の役員又は構成員

(3) 公募の市民

(4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(亀岡市人権条例(仮称)制定審議会条例の廃止)

2 亀岡市人権条例(仮称)制定審議会条例(令和5年亀岡市条例第14号)は、廃止する。

「揭示済」

亀岡市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第7号

亀岡市児童館条例の一部を改正する条例

亀岡市児童館条例(昭和47年亀岡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「曾我部町穴太二ツ池8、9番地」を「葎田野町佐伯琴敷78番地の1」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第8号

亀岡市長等の損害賠償責任の一部
免責に関する条例等の一部を改正
する条例

(亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関
する条例の一部改正)

第1条 亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責
に関する条例（令和3年亀岡市条例第16
号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第
243条の2の7第1項」に、「第243条
の2の2」を「第243条の2の8」に改め
る。

第2条中「第173条第1項第1号」を
「第173条の4第1項第1号」に改める。

(亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例
の一部改正)

第2条 亀岡市上下水道事業の設置等に関する
条例（平成29年亀岡市条例第31号）の一
部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2の2」を「第
243条の2の8」に改める。

(亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一
部改正)

第3条 亀岡市病院事業の設置等に関する条例
（平成14年亀岡市条例第1号）の一部を次
のように改正する。

第7条中「第243条の2の2」を「第
243条の2の8」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第9号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例
（昭和35年亀岡市条例第26号）の一部を次
のように改正する。

第2条第3項中「終了した日から10日以
内」を「期日の属する月の翌月10日まで」に
改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次
に次の1項を加える。

3 選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙
立会人について、開票又は選挙会の事務が引
き続き2日にわたるときは、これを1日とみ
なして、1日分の報酬を支給する。

第4条を第6条とし、第3条を第5条とし、
第2条の次に次の2条を加える。

(投票所の報酬の特例)

第3条 投票時間の一部について投票所の投票
管理者若しくは投票立会人として従事したと
き又は開く時刻を繰り上げ若しくは繰り下
げ、若しくは閉じる時刻を繰り上げ若しくは
繰り下げた投票所の投票管理者若しくは投票
立会人として従事したときの報酬の額は、前
条第1項に定める報酬の額に当該投票所の投
票管理者又は投票立会人として従事した時間
を公職選挙法（昭和25年法律第100号）
第40条第1項前段の規定による開閉時間に
基づく投票時間で除して得た数を乗じて得た

額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（期日前投票所の報酬の特例）

第4条 期日前投票時間の一部について期日前投票所の投票管理者若しくは投票立会人として従事したとき又は開く時刻を繰り上げ若しくは繰り下げ、若しくは閉じる時刻を繰り上げ若しくは繰り下げた期日前投票所の投票管理者若しくは投票立会人として従事したときの報酬の額は、第2条第1項に定める報酬の額に当該期日前投票所の投票管理者又は投票立会人として従事した時間を公職選挙法第48条の2第6項の規定により準用する同法第40条第1項前段の規定による開閉時間に基づく投票時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日が公示又は告示される選挙から適用する。

「揭示済」

亀岡市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第10号

亀岡市消防団条例の一部を改正する条例

亀岡市消防団条例（昭和30年亀岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の項中「34,000円」を「35,200円」に、「23,000円」を「28,600円」に、「18,000円」を「25,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第11号

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年亀岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中

「

円	円	円
12,440	13,320	14,200
10,670	11,550	12,440
8,900	9,790	10,670

」

を

「

円	円	円
12,500	13,350	14,200
10,800	11,650	12,500
9,100	9,950	10,800

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた亀岡市消防団員等公務災害補償条例第4条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市物品調達基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第12号

亀岡市物品調達基金条例を廃止する条例

亀岡市物品調達基金条例（昭和41年亀岡市条例第8号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第13号

亀岡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

亀岡市立学校施設使用条例（平成16年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(冷暖房の実施期間)

第12条 冷房及び暖房の実施期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 冷房期間 6月20日から9月20日まで
 - (2) 暖房期間 1月1日から3月31日まで及び12月1日から12月31日まで
- 別表中

「

小学校：西別院 曾我部 吉川 畑野 千代川 義務教育学校：亀岡川東学園
小学校：東別院 穂田野 本梅 青野 大井 保津 城西 詳徳 南つつじヶ丘 中学校：育親

」

を

「

小学校：西別院 曾我部 吉川 千代川 義務教育学校：亀岡川東学園
小学校：東別院 穂田野 大井 保津 城西 詳徳 南つつじヶ丘 義務教育学校：育親学園

」

に改め、同表備考に次のように加える。

3 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の10割相当額を加算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市立学校施設使用条例別表の使用料の規定は、施行日以降に使用する施設使用料から適用し、同日前に使用する施設使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市環境プロモーションセンター設置条例
をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第14号

亀岡市環境プロモーションセン
ター設置条例

(設置)

第1条 亀岡市が取り組む環境施策を広く発信するとともに、人々が集い、交流を深め、つながることで世界に誇れる環境先進都市・亀岡市を実現するため、亀岡市環境プロモーションセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 亀岡市環境プロモーションセン
ター

位 置 亀岡市保津町下中島59番地1
(開館時間及び休館日)

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 センターの休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開館又は休館することができる。

(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで（前号に掲げる日を除く。）

(事業)

第4条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) かめおかプラスチックごみゼロ宣言の推進に関すること。
- (2) 亀岡市「地球環境子ども村」宣言の推進に関すること。
- (3) 環境基本計画の推進に関すること。
- (4) 資源循環の推進に関すること。
- (5) 自然環境保全及び環境美化の推進に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事業（使用の許可）

第5条 センターの施設並びにその附帯設備及び器具備品等（以下「附帯設備等」という。）を占有して使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときについても同様とする。

2 市長は、前項の使用を許可する場合において、センターの管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付けることができる。（使用許可の制限）

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附帯設備等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長が使用を不適當と認めるとき。（使用許可の取消し等）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用の目的を変更したとき。
- (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき。

ると認められるとき。

(3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 災害その他不可抗力の事由によって施設の使用ができなくなったとき。

(5) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。

(入館の拒否等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者

(3) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等

(4) その他施設の管理上支障があると認められる者

(使用者の管理義務)

第9条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用期間中その使用に係る施設及び附帯設備等を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用権を譲渡し、若しくは他人に使用させ、又は特に許可を受けた場合のほか、目的外に使用してはならない。

(使用料)

第11条 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 使用料は、別表第1に掲げる額とする。

(使用料の減免)

第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用)

第14条 センターは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用がセンターの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。

(目的外使用料)

第15条 目的外使用の許可を受けてセンターの一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。

2 目的外使用料は、別表第2に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。

(目的外使用料の減免)

第16条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。

(保証金)

第17条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用者に保証金を納付させることができる。

2 前項の保証金の額は、使用の状況又は種別により、その都度市長が定める。

3 保証金は、使用の終了後、目的外使用者に還付する。ただし、未納の賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。

4 保証金には、利子を付けない。

(特別の設備の制限)

第18条 センターを占用して使用又は目的外使用（以下「使用等」という。）するために特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の特別の設備に要する経費は、全て使

用者又は目的外使用者（以下「使用者等」という。）の負担とする。

（原状回復義務）

第19条 使用者等は、センターの使用等を終わったとき、使用等の許可を取り消されたとき、又は使用等を停止されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者等が、前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者等から徴収する。

（損害賠償の義務）

第20条 使用者等は、施設又は附帯設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

（立入検査）

第21条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用等を許可した場所に立ち入り、検査することができる。

（市の免責）

第22条 使用者等において施設若しくは附帯設備等の使用等又はこの条例の規定に基づく処分により損害を生じた場合は、市は、一切その責めに任じないものとする。

（指定管理者による管理）

第23条 市長は、センターの設置目的を効果的に達成するために必要であると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせることができる。

2 センターの管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手續等は、亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）の定めるところによる。

3 センターの管理を指定管理者に行わせる場合の管理業務の範囲は、別表第3に定めるところとする。

4 指定管理者が行うセンターの管理の基準は、第3条及び第5条から第8条までに定めるところによる。この場合において、これらの適用については、第3条中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第5条から第8条までの規定、第11条、第13条、第18条、第19条及び第21条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（利用料金）

第24条 センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第11条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。この場合において、第11条から第13条までの規定及び別表第3中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

2 前項の利用料金の額は、別表第1に定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 使用の許可申請その他のセンターを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

【別表 省略】

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第15号

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第22条」を「第7条」に改め、「京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険

者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、「若しくは第15項の規定」を「若しくは第15項」に改め、「いう。）に」の次に「、」を加える。

第16条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第16条の2から第16条の5の2までを次のように改める。

第16条の2から第16条の5の2まで 削除
第16条の6中「又は第16条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合算額をいう。

第19条及び第20条において同じ。)」を削る。

第16条の6の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第16条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第16条の6の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号及び第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第16条の6の6から第16条の6の9までを次のように改める。

第16条の6の6から第16条の6の9まで
削除

第16条の6の10中「又は第16条の6の6」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条において同じ。)」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改める。

第16条の7第2号ア中「第22条」を「第

7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第19条第1項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」、「第16条の2」及び「若しくは第16条の6の6」を削り、「減少した場合を除く。)」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「若しくは第16条の5」及び「若しくは特例対象被保険者等ではなくなった」を削り、同条第2項中「第16条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第16条の6の6」及び「若しくは第16条の5」を削る。

第20条第1項中「又は第16条の2」を削り、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第3項中「又は第16条の2」及び「又は第16条の6の6」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第4項中「又は第16条の2」を削る。

第20条の3第1項中「又は第16条の5」を削り、同条第3項中「又は第16条の5」、「又は第16条の6の8」及び「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の5第2項」とを削り、同条第4項第1号中「又は第16条の5」を削り、同条第6項中「又は第16条の5」、「又は第16条の6の8」及び「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の5第2項」とを削る。

第20条の4第1項中「又は第16条の2」を削り、同条第3項中「又は第16条の2」及び「又は第16条の6の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第16条の2」を削り、同条第7項中「又は第16条の2」及び「又は第16条の6の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第16条の

2」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第6章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第16号

亀岡市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例

亀岡市福祉医療費支給条例（昭和50年亀岡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する65歳以上の心身障害者であって、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の規定に該当しないもの又は65歳

未満の心身障害者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める1級又は2級に該当する者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において、知能指数がおおむね35以下と判定された者

ウ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める3級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数がおおむね50以下と判定された者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める1級に該当する者

オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める2級に該当する者（その障害程度が障害等級表に定める1級に該当する者として精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項の認定を受けた結果、当該精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該精神障害者保健福祉手帳に記載された有効期限の到来する日までの期間内にあるものに限る。）

カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める

2級に該当し、かつ、身体障害者手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める3級に該当する者

キ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める2級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数がおおむね50以下と判定された者

ク 3歳時検診（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項第2号に掲げる者に対して行う健康診査をいう。）等受診以前の者で、アからキまでに準ずるもののうち、特に市長が必要と認めたもの

第2条第1項第2号から同項第4号までを削り、同項第5号を同項第2号とし、同項第6号中「準ずる者で」の次に「、」を加え、同号を同項第3号とする。

第2条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項において「障害等級表」とは、身体障害者手帳については身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号をいい、精神障害者保健福祉手帳については精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表をいう。

第4条第1号中「第2条第1項第1号から第4号まで」を「第2条第1項第1号」に改め、同条第2号中「第2条第1項第5号及び第6号」を「第2条第1項第2号及び第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行し、同日以降の診療分から適用する。

「揭示済」

亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第17号

亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例の一部を改正する条例

亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例（平成30年亀岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「提供するよう努める」を「提供する」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第18号

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例

亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「31, 176円」を「31, 668円」に改め、同項第2号中「42, 084円」を「43, 152円」に改め、同項第3号中「46, 764円」を「48, 024円」に改め、同項第4号中「56, 112円」を「62, 640円」に改め、同項第5号中「62, 352円」を「69, 600円」に改め、同項第6号中「74, 820円」を「83, 520円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第7号中「81, 048円」を「90, 480円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第8号中「93, 528円」を「104, 400円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第9号中「99, 756円」を「118, 320円」に改め、同号ア中「4, 000, 000円未満」を「4, 200, 000円未満」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第10号中「112, 224円」を「132, 240円」に改め、同号ア中「4, 000, 000円以上6, 000, 000円未満」を「4, 200, 000円以上5, 200, 000円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第11号中「124, 704円」を「146, 160円」に改め、同号ア中「6, 000, 000円以上8, 000, 000円未満」を「5, 200, 000円以上6, 200, 000円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」を加え、同項第12号中「137, 172円」を「187, 920円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第11号の次に次の4号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 160, 080円

ア 前年の合計所得金額が6, 200, 000円以上7, 200, 000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を要しない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除

く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 167,040円

ア 前年の合計所得金額が7,200,000円以上8,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を要しない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 174,000円

ア 前年の合計所得金額が8,500,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を要しない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は第15号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 180,960円

ア 前年の合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を要しない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,696円」を「19,836円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,696円」を「19,836円」に、「26,496円」を「29,232円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,696円」を「19,836円」に、「43,644円」を「47,676円」に改める。

第5条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の亀岡市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第19号

亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年亀岡市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加える。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第26号において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じ

た数を加えた数。次項において同じ。)が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内にある」を「管理者が」に、「当該指定居宅介護支援事業所」を「その管理する指定居宅介護支援事業所」に改める。

第7条第2項中「利用申込者」を「利用者」に改め、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項

を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第13号の2中「主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同条第14号ア中「利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居

宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第22条第1項中「定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない」を「定めておかなければならない」に改め、同条第3項中「研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない」を「その研修の機会を確保しなければならない」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規

定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第4号を削り、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2項第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

(亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年亀岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者は、」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包

括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に、「利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第13条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護

予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者は、」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「第5章の規定」の次に「（第34条第29号の規定を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号ニ中「規定する」を「規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第34条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第34条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第34条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっ

ては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第16号イ中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、」を削り、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「訪問しない月」の次に「（ロただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。
ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(イ) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(ロ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を利用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ハ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第34条に次の1号を加える。

(2) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年亀岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設」を「同一敷地」に改める。

第9条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第26条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する

ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第36条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第44条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第28条第11項に規定する」を「第28条第10項の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第26条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第50条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第51条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第54条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第54条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第62条の9第5号中「指定地域密着型通所介護事業者は、」を削り、「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「指定地域密着型通所介護事業者は、」を「前号の」に改め、同条第8号中「整えなければならない」を「整えるものとする」に改める。

第62条の19第2項第2号中「第21条

第2項の規定により」を「第22条第2項の規定による」に改め、同項第4号中「第29条」を「第30条」に改め、同項第5号中「第39条第2項」を「第40条第2項」に改める。

第62条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第62条の24第1項ただし書中「従事させ、又は同一敷地内にある」を「従事し、又は」に、「従事させる」を「従事する」に改める。

第62条の30中第4号及び第5号を削り、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第62条の37第2項第4号中「第62条の30第5号」を「第62条の30第4号」に改める。

第65条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第68条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第69条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第73条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第74条第1項中「及び次条」を削る。

第82条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第73条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第85条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第86条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介

護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第115条」の次に「、第195条第3項」を加える。

第95条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第109条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第109条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利

用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第110条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第114条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第124条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第128条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第130条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第2号から同項第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第131条中「及び第107条」を「、第107条及び第109条の2」に、「、、」を「、」に改める。

第133条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号イの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第152条において準用する第109

条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

ホ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第134条ただし書中「同一敷地内にあ

る」を削る。

第150条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第151条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第2号から同項第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第152条中「及び第102条」を「、第102条及び第109条の2」に改める。

第154条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第155条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第168条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第169条ただし書中「同一敷地内にあり」を削る。

第170条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第175条の見出し中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第175条第1項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設

からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第175条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第179条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第2号から同項第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第180条中「第4項まで」の次に「及び第109条の2」を加える。

第190条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第192条中「第4項まで」の次に「、第109条の2」を加える。

第194条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第11項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改める。

第195条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第200条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ハ 看護小規模多機能型居宅介護従業者

に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第204条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第3号及び同項第6号から同項第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第205条中「及び第109条」を「、第109条及び第109条の2」に改める。

（亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年亀岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改め、「第46条第7項」の次に「及び第73条第9項」を加える。

第11条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第33条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」と

いう。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第44条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第44条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第46条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削

る。

第47条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第8条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準第8条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準第50条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。））、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。））」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第55条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。））」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第65条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第65条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第66条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第3号から同項第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第74条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第81条ただし書中「これらの事業所、施

設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第85条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2

種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第87条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第88条中「及び第63条」を「、第63条及び第65条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第25条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」、第2条の規定による改正後の亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予

防支援等基準条例」という。）第24条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第36条で準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定地域密着型サービス基準条例」という。）第36条第3項（新指定地域密着型サービス基準条例第62条、第62条の20、第62条の20の3、第62条の38、第83条、第111条、第131条、第152条、第180条、第192条、第205条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第33条第3項（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化にかかる経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新指定地域密着型サービス基準条例第95条第7号及び第200条第7号、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例

第55条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新指定地域密着型サービス基準条例第109条の2（新指定地域密着型サービス基準条例第131条、第152条、第180条、第192条、第205条において準用する場合を含む。）、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第65条の2（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新指定地域密着型サービス基準条例第175条第1項（新指定地域密着型サービス基準条例第192条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

「揭示済」

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第20号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第24条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第54条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市保津川における舟運事業等の安全の確保等の推進に関する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第21号

亀岡市保津川における舟運事業等の安全の確保等の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、保津川における舟運事業等の事故の防止並びに保津川の良好な河川環境の保全及び観光資源としての活用（以下「舟運事業等の安全の確保等」という。）に関し、市、事業者及び利用者の責務等を明らかにするとともに、舟運事業等の安全の確保等の推進を図るための協議会の設置について定めることにより、保津川の舟運事業等に関わる全ての人々の生命及び身体の保護を図り、舟運事業等の継続的な発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保津川 一級河川桂川のうち亀岡市域に含まれる区域をいう。
- (2) 舟運事業等 次に掲げる事業をいう。
 - ア 保津川における舟運事業
 - イ 保津川の水域において、舟、ラフティングボートその他河川で利用することができる乗り物（市長が別に定めるものを除く。）を用いて、利用者のレジャー、スポーツその他の利用に供させる事業
- (3) 事業者 保津川において舟運事業等を有償で営む者をいう。
- (4) 利用者 保津川において舟運事業等を利

用する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、舟運事業等の安全の確保等の推進に関する施策（以下「施策」という。）を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、施策に関して事業者及び利用者の理解を深めるとともに、その実施に関し協力を求め、及び連携して取り組むものとする。

(事業者の役割等)

第4条 事業者は、その事業活動を通じて、舟運事業等の安全の確保等に関する取組の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、施策が効果的に実施されるよう市と連携するとともに、事業者相互間で協力するものとする。

(利用者の協力等)

第5条 利用者は、舟運事業等の利用において、自らの安全を確保し、及び保津川の良好な河川環境の保全を図るよう努めるものとする。

- 2 利用者は、施策が効果的に実施されるよう市及び事業者に協力するものとする。

(協議会)

第6条 市長は、舟運事業等の安全の確保等の推進を図るため、その取組の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市長、事業者及び市が必要と認める者をもって構成する。
- 3 市長は、事業者であって、協議会の構成員でないものがあるときは、当該協議会の構成員として加わるよう求めることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(協議会構成員の認証等)

第7条 前条第2項の協議会の構成員となる事

業者のうち規則で定める基準を満たすものは、市長の認証を受けることができる。

2 市長は、規則で定めるところにより、前項の規定により認証した事業者（以下「保津川舟運事業等認証事業者」という。）に認証書を交付するものとする。

3 市長は、規則で定めるところにより、保津川舟運事業等認証事業者の名簿を備え、一般の閲覧に供するものとする。

（認証の取消し等）

第8条 市長は、保津川舟運事業等認証事業者が規則に定める基準に適合しなくなったと認めるときは、その認証を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により認証を取り消したときは、遅滞なく、当該事業者を保津川舟運事業等認証事業者の名簿から削除しなければならない。

3 事業者は、第1項の規定により認証を取り消されたときは、認証書を市長に返還するものとする。

（保津川舟運事業等認証事業者等への支援）

第9条 市長は、協議会及び保津川舟運事業等認証事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援措置を講じるものとする。

2 市長は、前項に規定する支援措置を講じるに当たっては、協議会において必要な情報交換を行うものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

川の駅・亀岡水辺公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第22号

川の駅・亀岡水辺公園条例の一部を改正する条例

川の駅・亀岡水辺公園条例（令和3年亀岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「午後6時」を「午後5時」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、河川広場（堤防敷及び高水敷）を宿泊を伴って使用する場合における使用時間は、午後2時から翌日の午前10時までとする。

第3条第2項中「1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで」を「次の各号に掲げる日」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 3月1日から11月30日までの期間を除く火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、川の駅の使用時間を変更することができる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

(1) 施設使用料

施設・設備	区分	単位	金額
展示室	全面使用	1時間	1,000円
ピロティ	1平方メートル	1時間	30円
河川通路 (堤防敷)	1平方メートル	1時間	30円
階段護岸	1平方メートル	1時間	30円
駐車場	バス及び大型特殊自動車	1台につき1日	2,000円
	普通自動車、小型自動車、 軽自動車及び小型特殊自動車 (バス及び二輪自動車を 除く。)	1台につき1日	1,000円
附帯設備等	1基又は1台	1回	各附帯設備等ごとに 3,000円を超えない範 囲において市長が別に 定める額

(2) 河川広場（堤防敷及び高水敷）使用料

施設	使用目的	区分	単位	金額
河川広場 (堤防敷)	バーベキュー・デイ キャンプ	1区画	1回	3,000円
	宿泊キャンプ (午後2時から翌日の午前10時までの 使用をいう。以下同 じ。)	1区画	1回	5,000円
		一般(中学生以上) 1人	1回	1,000円
		小学生 1人	1回	500円
	上記以外の目的	1平方メートル	1時間	30円
河川広場 (高水敷)	バーベキュー・デイ キャンプ	1区画	1回	1,500円
	宿泊キャンプ	1区画	1回	2,500円
	上記以外の目的	1平方メートル	1時間	30円

備考

- 市外居住者（法人にあっては、事業所を市内に有しない者）が使用するときは、使用料の5割相当額を加算する。
- 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。
- この表において「1日」とは、午前9時から午後5時まで（河川広場（堤防敷及び高水敷）を宿泊を伴って使用する場合にあっては、午後2時から翌日の午前10時まで）の使用をいう。ただし、使用の期間が1日未満の場合は、これを1日とする。
- この表において「中学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒をいい、「小学生」とは、同条に規定する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童をいう。
- この表において「バス」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車で、乗車定員11人以上のものをいい、その他の自動車の種別は、同条に規定するところによる。
- 冷暖房設備を使用するときは、次の表に掲げる額を加算する。

区分	加算額
冷房	使用料の4割相当額
暖房	使用料の3割相当額

- 使用許可時間を超過した場合は、超過時間1時間当たり使用料の4割相当額を加算する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。
- 前2項の規定により計算した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- キッチンカーによる営業、物販及びサービス提供で利用する場合の1台・1店舗当たりの占有面積は、原則6平方メートルとして算定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川の駅・亀岡水辺公園条例別表第1第1号の表中展示室の部及び駐車場の部の使用料は、令和6年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第23号

亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例

亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例（昭和41年亀岡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条中「法第113条の2第2項又は第3項の規定に基づく当該事業の工事完了の公告の日」を「当該土地改良事業の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示された

ときは、その示された日）」に改める。

第11条を第13条とする。

第10条第1項中「（第3条の分担金及び第7条の特別徴収金をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第12条とする。

第9条の見出し中「分担金」を「分担金等」に改め、同条中「分担金」を「分担金等（第3条に規定する分担金、第7条に規定する特別徴収金及び第9条に規定する機構関連事業に係る特別徴収金をいう。次条において同じ。）」を加え、同条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（機構関連事業に係る特別徴収金の徴収）

第9条 市長は、法第87条の3第1項の規定により京都府が行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項各号に定める場合に該当したときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 前項の特別徴収金の徴収は、法第113条の3第3項の規定による公告前に、当該機構関連事業の施行に係る地域の一部のための工事が完了した場合において、市長が適当と認めたときは、当該地域の一部について当該工事の完了の年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に行うものとする。

（機構関連事業に係る特別徴収金の額）

第10条 前条第1項の特別徴収金の額は、機構関連事業に要する費用のうち法第91条第

6項の規定により市が負担する負担金の額に当該機構関連事業に係る土地の面積に対する法第91条の2第6項各号に定める場合に該当するに至った土地の面積の率を乗じて得られる額を基準として、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第24号

亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例（平成23年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（負担金等の徴収猶予等）

第6条 市長は、災害その他特別の事情により、特に必要と認めるときは、負担金等の徴収を猶予し、若しくは分割納付させ、又はこれを減免することができる。

第7条第1項中「第113条の2」を「第113条の3」に、「附則第7項」を「附則第

5条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市水道事業分担金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第25号

亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市水道事業分担金条例の一部を改正する条例

（亀岡市水道事業給水条例の一部改正）

第1条 亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第43条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第50条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

（亀岡市水道事業分担金条例の一部改正）

第2条 亀岡市水道事業分担金条例（平成21年亀岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「厚生労働大臣」を「国土

交通大臣」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(亀岡市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の亀岡市水道事業給水条例第50条第6号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者について適用し、施行日前に厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市議会議員の請負の状況の公表に関する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第26号

亀岡市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

- 第1条 この条例は、亀岡市議会議員（以下「議員」という。）が亀岡市に対し請負（地

方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における亀岡市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等
イ 契約締結日
ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

- (2) 前号エに掲げる総額の合計額

- 2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

「揭示済」

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第27号

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画
税条例の一部を改正する条例

(亀岡市税条例の一部改正)

第1条 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次の

ただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第54条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第68条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第68条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第115条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第115条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第5条の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連

- 支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第35条の3第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の4第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用

する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第33条、第33条の4から第34条の3まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条第2項、第45条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第45条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第39条

の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の府民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の府民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第38条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の

住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第38条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第38条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴

収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては無いものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第45条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第45条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第45条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下こ

の号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第45条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に

係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日

から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第45条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第45条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を

3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、

特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第45条の5第2項の規定により読み替えられた第45条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第45条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第45条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第33条、第33条の4から第34条の3まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の3第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の3第1項中」に、「とあるのは、」を「と

あるのは」に、「する」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2中第14項を削り、第13項を第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条中第20項を第21項とし、第19項を第20項とし、同条第18項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第18項と

し、同条第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8

年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第13条の2第4項を削る。

附則第13条の3第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（令和3年度分の固

定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第14条中「又は第4項」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附

則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附

則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(亀岡市都市計画税条例の一部改正)

第2条 亀岡市都市計画税条例（昭和32年亀岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附則第3項の見出し及び同項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第4項の見出し及び同項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

- 4 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第5項の見出し及び同項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第7項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第8項及び第9項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第10項及び第11項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第14項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第15項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第17項中「附則第7項、第8項」を「附則第8項」に改める。

附則第18項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第54条の改正規定 令和7年4月1日
- (2) 附則第4条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）

の施行の日の属する年の翌年の1月1日
(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の亀岡市税条例（以下「新条例」という。）の規定中、固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項、第4項及び次条において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の亀岡市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32

項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

「揭示済」

規則

亀岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第4号

亀岡市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(亀岡市事務分掌規則の一部改正)

第1条 亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長公室の部秘書課の項中「秘書係」を「秘書係 国際係」に改め、同部SDGs創生課の項を次のように改める。

ふるさと納税課	ふるさと納税係
---------	---------

別表第1生涯学習部の部市民力推進課の項中「地球環境子ども村係」を削り、同部文化国際課の項を次のように改める。

文化芸術課	文化振興係 文化財係
-------	------------

別表第1環境先進都市推進部の部環境政策課の項中「環境保全係」を「環境保全係 環境プロモーション係」に改める。

別表第1健康福祉部の部高齢福祉課の項中「高齢者係」を「高齢者支援係」に、「生活支援係」を「地域包括ケア推進係」に改め、同表こども未来部の部を次のように改める。

こども未来部	子育て支援課	子どもファースト推進係 こども給付係
	こども家庭課	こども支援係 母子健康係
	保育課	保育政策係 保育幼稚園係

別表第1まちづくり推進部の部に次のように加える。

全国都市緑化フェア推進課	
--------------	--

別表第3市長公室の部秘書課の項を次のように改める。

秘書課	市長及び副市長の秘書に関すること。 儀式及び交際に関すること。 市長会及び副市長会に関すること。 褒章及び表彰に関すること。 市長車の運行管理に関すること。 他の主管に属さない外部団体との連絡及び調整に関すること。 国際親善に関すること。 多文化共生に係る総合企画及び調整に関すること。 室の総務担当課事務に関すること。
-----	---

別表第3市長公室の部SDGs創生課の項を次のように改める。

ふるさと納税課	ふるさと力向上寄附金に関すること。
---------	-------------------

別表第3政策企画部の部企画調整課の項を次のように改める。

企画調整課	総合計画に関すること。 総合戦略に関すること。 市政の重要施策の調査、研究、政策立案及び総合調整に関すること。 市政運営に必要な情報の収集に関すること。 重要な国・府に関する陳情及び要望に関すること。 市政の基本政策に係る事業推進の調整に関すること。 行政機構に関すること。 最高幹部会、部長会議、政策企画会議及び総務担当課長会議に関すること。 総合教育会議に関すること。 行政改革に関すること。 地方分権に関すること。 事務能率に関すること。 主要事務事業の進行管理に関すること。 国土利用計画市計画に関すること。 国土強靱化地域計画に関すること。 SDGsの推進に関すること。 定住促進対策（空家対策を除く。）に関すること。 移住・定住促進施設に関すること。 結婚支援に関すること。 市制施行周年事業に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。
-------	---

別表第3生涯学習部の部市民力推進課の項及び文化国際課の項を次のように改める。

市民力推進課	生涯学習に係る総合企画及び調整に関すること。 生涯学習に係る調査及び研究に関すること。 生涯学習推進審議会に関すること。 市民協働及び市民活動に係る総合調整及び推進に関すること。 ガレリアかめおかに関すること。 交流会館に関すること。 生涯学習かめおか財団との連絡調整に関すること。 京都市西京区・亀岡市住民交流推進協議会に関すること。
文化芸術課	芸術文化の企画及び総括に関すること。 市民憲章及び市歌の普及に関すること。 文化団体等との連絡調整に関すること。 文化財保護審議会に関すること。 文化財の調査研究、保護及び活用に関すること。 文化財の指定に関すること。 文化財の普及啓発に関すること。 文化財関係補助金に関すること。 文化活動（文化財関係）に関すること。 所管する施設の管理に関すること。 文化資料館の企画運営及び啓発に関すること。 その他歴史文化に関すること。

別表第3環境先進都市推進部の部環境政策課の項中

「ねずみ族及び昆虫等の駆除に関すること。」を

「ねずみ族及び昆虫等の駆除に関すること。

地球環境子ども村に係る総合企画及び調整に関すること。

地球環境子ども村に係る市民活動の推進に関すること。

地球環境子ども村に係る事業推進に関すること。 」に改め、同部資源循環推進課の項中「環境事業公社」を「公益財団法人環境かめおか」に改める。

別表第3健康福祉部の部高齢福祉課の項及び健康増進課の項を次のように改める。

高齢福祉課	介護保険事業計画に関すること。 介護保険の給付に関すること。 介護保険被保険者の資格得喪に関すること。 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。 介護保険施設に係る関係機関との調整に関すること。 介護事業所の指定・指導に関すること。 要介護等の認定に関すること。 その他介護保険に関すること。
-------	--

	介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。 包括的支援事業に関すること。 認知症総合支援事業に関すること。 高齢者福祉計画に関すること。 老人福祉施設等の管理運営に関すること。 敬老事業に関すること。 シルバー人材事業に関すること。 老人クラブの指導育成に関すること。 高齢者の自立生活支援事業に関すること。 家族介護者支援事業に関すること。 養護老人ホーム入所措置費及び費用徴収に関すること。 高齢者に係る成年後見制度に関すること。
健康増進課	保健衛生についての計画、調査及び統計に関すること。 休日急病診療所に関すること。 国民健康保険南丹病院組合との連絡調整に関すること。 地域医療連携の推進に関すること。 医療機関及び衛生諸団体との連絡調整に関すること。 献血の推進に関すること。 衛生思想の普及向上及び公衆衛生の改善指導に関すること。 感染症に関すること。 結核予防に関すること。 予防接種に関すること。 生涯健康管理システムに関すること。 かめおか健康プラン21に関すること。 健康づくり事業に関すること。 成人保健事業に関すること。 特定保健指導に関すること。 栄養改善に関すること。 介護予防・日常生活支援総合事業（他の部課等の所管に属するものを除く。）に関すること。 応急救護及び保健指導に関すること。 保健師業務の統括・調整に関すること。

別表第3 こども未来部の部子育て支援課の項を次のように改める。

子育て支援課	少子化対策の総合調整に関すること（他の部課等の所管に属するものを除く。）。 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 亀岡市子どもの権利条例に基づく基本計画に関すること。 子どもの貧困対策の総合調整に関すること（他の部課等の所管に属するものを除く。）。 児童手当及び児童扶養手当に関すること。 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に関すること。 こども医療に関すること。 ひとり親家庭医療に関すること。 未熟児養育医療に関すること。 保健センターの維持管理に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。
--------	---

別表第3 こども未来部の部子育て支援課の項の次に次のように加える。

こども家庭課	こども家庭センターに関すること（総合調整）。 妊産婦及び乳幼児の健康診査及び保健指導に関すること。 新生児及び未熟児の訪問指導に関すること。 妊産婦及び乳幼児の栄養摂取の援助に関すること。 妊婦の届出に関すること。 発達支援事業に関すること。 母子保健事業に関すること。 不妊・不育治療に関すること。 家庭児童相談室に関すること。 要保護児童対策地域協議会に関すること。 家庭支援事業に関すること。 助産施設及び母子生活支援施設への入所措置に関すること。 青少年の健全育成に関すること。 青少年問題協議会に関すること。 保健センターの事業に関すること。
--------	---

別表第3産業観光部の部農林振興課の項中
「亀岡カーボンマイナスプロジェクトに関すること。」を
「亀岡カーボンマイナスプロジェクトに関すること。
食フェス実行委員会に関すること。
亀岡市直売連絡会に関すること。
亀岡市有機農業推進協議会に関すること。
亀岡地域農業再生協議会に関すること。
亀岡地域畜産クラスター協議会に関すること。」に改め、同部農地整備課の項を次のよう
に改める。

農地整備課	国営農地再編整備事業等の計画調査に関すること。 国営農地再編整備事業等の調査、設計及び施工並びに事業の調整に関すること。 府営農地中間管理機構関連農地整備事業等の計画調査に関する こと。 府営農地中間管理機構関連農地整備事業等の調査、設計及び施 工並びに事業の調整に関すること。 亀岡中部地区国営緊急農地再編整備事業促進協議会に関するこ と。 国営亀岡中部地区推進協議会に関すること。 亀岡市亀岡中部土地改良区に関すること。 土地改良区の指導に関すること。 土地改良資金に関すること。 農業用施設の維持管理指導に関すること。 農道に係る交通安全対策事業に関すること。 農地及び農業用施設災害復旧事業に関すること。 土地改良工事による整備に関すること。 京都府土地改良事業団体連合会亀岡支部に関すること。 亀岡市土地改良区連絡協議会に関すること。
-------	---

別表第3まちづくり推進部の部都市整備課の項及び桂川・道路交通課の項を次のように改める。

都市整備課	都市公園及び開発公園等に関すること。 公園事業に関すること。 市花及び市の木の普及に関すること。 都市緑花協会との連絡調整に関すること。 かめおか桜守の会に関すること。 オープンガーデンかめおか実行委員会に関すること。 亀岡さくらまつり実行委員会に関すること。 土地区画整理事業に関すること。 市街地再開発事業に関すること。
-------	--

桂川・道路交通課	京都縦貫自動車道並びに国道及び府道の整備促進に関すること。 桂川治水対策事業の促進に関すること。 亀岡市桂川改修促進期成同盟に関すること。 府管理河川の整備促進に関すること。 砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業に関すること。 桂川及び幹線道路に係る国及び府事業の連絡調整に関すること。 街路事業に関すること。 都市計画駐車場整備に関すること。 道路新設改良事業の調査、設計及び施工に関すること。 河川改修事業の調査、設計及び施工に関すること。 J R 千代川駅関連の整備に関すること。 J R 駅舎に関すること。 山陰本線に関すること。 地域交通輸送計画に関すること。 その他公共交通政策（別に定めるものを除く。）に関すること。 京都丹波基幹交通整備協議会に関すること。 地域公共交通会議に関すること。 道路及び河川に係る用地補償契約事務に関すること。 土地の収用及び使用に関すること。 地価の公示に関すること。 買収用地等の取得状況調査に関すること。 用地対策連絡協議会に関すること。
----------	--

別表第3 まちづくり推進部の部建築住宅課の項を次のように改める。

建築住宅課	市営住宅の管理及び処分に関すること。 市営住宅の計画及び建設に関すること。 木造住宅耐震化促進事業に関すること。 優良賃貸住宅の供給計画に関すること。 その他市有建造物及びその附属施設の調査、設計、施工並びに維持工事に関すること。 空家対策及び活用に関すること。
-------	---

別表第3 まちづくり推進部の部の次に次のように加える。

全国都市緑化フェア推進課	全国都市緑化フェアに関すること。 全国都市緑化フェア in 京都丹波推進協議会等に関すること。
--------------	---

(亀岡市文書取扱規則の一部改正)

第2条 亀岡市文書取扱規則（平成13年亀岡市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

SDGs 創生課	創
----------	---

」を

「

ふるさと納税課	ふ納
---------	----

」に、

「

文化国際課	文
-------	---

」を

「

文化芸術課	文
文化資料館	文資

」

に改め、子育て支援課の項の次に次のように加える。

こども家庭課	こ家
--------	----

別表第1 建築住宅課の項の次に次のように加える。

全国都市緑化フェア推進課	緑フ
--------------	----

別表第1 歴史文化財課の項及び文化資料館の項を削る。

(亀岡市公印規則の一部改正)

第3条 亀岡市公印規則（昭和30年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表28の項から38の項までを次のように改める。

28	亀岡市文化資料館長印	22	18	てん書	文化資料館長名をもってする文書等	文化資料館長	1
29	亀岡市消費生活センター所長印	23	21	隸書	所長名をもってする文書等	消費生活センター所長	1
30	京都府亀岡市福祉事務所印	24	21	隸書	福祉事務所名をもってする文書等	福祉事務所所長	1
31	京都府亀岡市福祉事務所所長印	25	18	隸書	福祉事務所所長名をもってする文書等	福祉事務所所長	1
32	亀岡市福祉事務所所長印	26	タテ15ミリメートル ヨコ10ミリメートル	てん書	身体障害者手帳療育手帳異動訂正及び障害福祉関係の公簿による証明専用	障がい福祉課長	1

33	亀岡市福祉事務所何何課長印	27	20	隸書	福祉事務所の課長名をもってする文書等	各課長	各1
34	亀岡市立何何保育所印	28	21	楷書	保育所名をもってする文書等	各保育所長	各1
35	亀岡市立何何保育所長印	29	18	楷書	保育所長名をもってする文書等	各保育所長	各1
36	亀岡市立本梅こども園印	30	21	楷書	こども園名をもってする文書等	本梅こども園長	1
37	亀岡市立本梅こども園長印	31	18	楷書	こども園長名をもってする文書等	本梅こども園長	1
38	亀岡市立森の自然こども園東本梅印	32	21	楷書	こども園名をもってする文書等	森の自然こども園東本梅園長	1

別表に次のように加える。

39	亀岡市立森の自然こども園東本梅園長印	33	18	楷書	こども園長名をもってする文書等	森の自然こども園東本梅園長	1
40	亀岡市立山の自然こども園別院印	34	21	楷書	こども園名をもってする文書等	山の自然こども園別院園長	1
41	亀岡市立山の自然こども園別院園長印	35	18	楷書	こども園長名をもってする文書等	山の自然こども園別院園長	1

別掲中「32」を「33」に、「31」を「32」に、「30」を「31」に、「29」を「30」に、「28」を「29」に、「27」を「28」に、「26」を「27」に、「25」を「26」に、「24」を「25」に、「23」を「24」に、「22」を「23」に改め、21の次に次のように加える。

22

亀岡市
文化資料
館長印

別掲に次のように加える。

34

亀岡市立
山の自然
こども園
別院之印

35

亀岡市立
山の自然
こども園別院
園長之印

別記第2号様式中「関すること」を「管理すること」に改める。

(亀岡市職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第4条 亀岡市職員の職の設置に関する規則（平成18年亀岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「館長」の次に「、副館長」を加える。

(出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正)

第5条 出納員及びその他の会計職員設置規則（昭和39年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表1の項を削り、同表2の項中「SDGs創生課」を「企画調整課」に改め、同項を同表1の項とし、同表3の項から42の項までを1項ずつ繰り上げ、同表43の項中「歴史文化財課」を「文化芸術課」に改め、同項を同表42の項とし、同表44の項中「歴史文化財課」を「文化芸術課」に改め、同項を同表43の項とし、同表中45の項を44の項とし、46の項を45の項とする。

(亀岡市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正)

第6条 亀岡市福祉事務所設置条例施行規則（平成13年亀岡市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「及び保育課」を「、こども家庭課及び保育課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第5号

亀岡市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則

亀岡市会計管理者の補助組織設置規則（昭和42年亀岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第6号

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年亀岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第17条の2 条例第14条の2の規定により準用する給与条例第21条に規定する勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

第21条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第21条の2 条例第24条の2の規定により準用する給与条例第21条に規定する勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

2 条例第24条の2第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第21条第3項に規定する市長が規則で定める額は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) 条例第19条に規定する特殊勤務に係る報酬の額
- (2) 条例第20条に規定する時間外勤務に係る報酬の額
- (3) 条例第21条に規定する休日勤務に係る報酬の額
- (4) 条例第22条に規定する夜間勤務に係る報酬の額

別表第1中

「

高度な専門資格及び知識経験を要する業務を行う職	社会福祉士、介護保険訪問調査員、保健師その他これに類する職	1・35
休日急病診療所の看護業務を行う職	休日急病診療所看護師	1・49

」を

「

高度な専門資格及び知識経験を要する業務を行う職	介護保険訪問調査員、療育相談員その他これに類する職	1・35
	相談支援員及び障害区分認定等調査員（社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者を除く。）その他これに類する職	
	休日急病診療所看護師、健康づくり主任支援員	1・49
	手話通訳士、手話通訳者その他これに類する職	1・60
	相談支援員及び障害区分認定等調査員（社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者に限る。）その他これに類する職	

」に、

「

特に高度な専門資格及び知識経験を要する業務を行う職	警察官、教職員その他これに類する職	2・1
長期の特別の職務経験を要する業務を行う職	運転手（秘書業務）	2・31
	行政経験者その他これに類する職	2・40
		2・56
		2・82
	火葬場管理職員	2・117

」を

「

特に高度な専門資格及び知識経験を要する業務を行う職	警察官、教職員その他これに類する職	2・1
	臨床心理士、臨床発達心理士	2・35
	保健師、助産師	2・40
長期の特別の職務経験を要する業務を行う職	運転手（秘書業務）	2・31
	多機関連携相談支援員（社会福祉士、精神保健福祉士その他これに類する職であり、かつ、相談支援の実務経験を5年以上有する者に限る。）	2・40
	行政経験者その他これに類する職	2・40 2・56 2・82
	火葬場管理職員	2・117

」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市財務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第7号

亀岡市財務規則等の一部を改正する規則

(亀岡市財務規則の一部改正)

第1条 亀岡市財務規則(昭和40年亀岡市規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第48条の2」を「第48条」に改める。

第3条第13号を次のように改める。

(13) 指定公金事務取扱者 法第243条の2第1項の規定により市の歳入の徴収若しくは収納又は支出に関する事務の委託を受けた私人をいう。

第36条中「概算払をし、又は私人に支出の事務を委託した場合」を「概算払をした場合」に改める。

第43条第2項第4号及び第45条第2項中「収納事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第48条第1項中「施行令第158条第1項」を「法第243条の2第1項」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「収納事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第48条の2を削る。

第71条第2項中「出納機関」を「会計管理者」に改める。

第81条第1項中「施行令第165条の3第1項」を「法第243条の2の6第1項」

に、「支出の」を「支出に関する」に改め、同条第2項中「支出の」を「支出に関する」に改める。

第90条第1項及び第97条第1項中「施行令第165条の5」を「施行令第165条の4」に改める。

第111条中「電磁的記録」の次に「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加える。

第145条第1項中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第158条第4項中「施行令第165条の6」を「施行令第165条の5」に改める。

第183条第2項を次のように改める。

2 行政財産の使用の期間は、1年以内とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の期間を5年以内とすることができる。

(1) 電柱、ガス管、水道管その他これらに類するものを設置するために使用させるとき。

(2) 使用の期間を1年以内とすることが著しく実情に即しないと認められるとき。

第183条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定による使用の期間は、これを更新することができる。この場合において、使用の期間は、当該更新の日から起算する。

第230条第1項中「法第243条の2の2」を「法第243条の2の8」に改め、同条第3項中「法第243条の2」を「法第243条の2の8」に改める。

別表第1第5第1項第2号中「、文化資料館長」を削り、「第14条まで及び第16条」を「第12条まで及び第14条」に改め

る。

別表第6第3章関係の項起票者の欄中「収入事務受託者」を「指定公金事務受託者」に改める。

(亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則(平成27年亀岡市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第56条第8項」を「第56条第7項」に改める。

(亀岡市循環型社会推進条例施行規則の一部改正)

第3条 亀岡市循環型社会推進条例施行規則(平成13年亀岡市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にされた行政財産の使用に係る行為については、なお従前の例による。

(市民ホール使用規則の一部改正)

3 市民ホール使用規則(平成2年亀岡市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第14条中「第183条第3項及び第4項」を「第183条第4項及び第5項」に改める。

(開かれたアトリエ使用規則の一部改正)

4 開かれたアトリエ使用規則(令和3年亀岡市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第15条中「第183条第3項及び第4項」を「第183条第4項及び第5項」に改める。

「揭示済」

亀岡市文化資料館条例施行規則をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第8号

亀岡市文化資料館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市文化資料館条例(昭和60年亀岡市条例第23号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 亀岡市文化資料館(以下「資料館」という。)に次の職員を置く。

- (1) 館長 1人
- (2) 専門職員 若干人
- (3) その他必要な職員 若干人

(開館時間)

第3条 資料館の開館時間は、休館日を除き、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、

市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 資料館の休館日は、次のとおりとする。
ただし、館長が必要と認める場合は、市長の承認を得て随時に開館又は休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで

(3) 展示の準備に必要な期間

(入館料)

第5条 条例第3条に定める入館料の額は、別表のとおりとする。

(入場券の交付)

第6条 入館料を納付した者に対し、入場券を交付する。

(入館料の減免)

第7条 条例第4条に規定する入館料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を減免する。

(1) 亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒が学習活動の一環として、教員の引率で入館する場合 全額

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けた者が入館する場合 全額

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が入館する場合 全額

(4) その他市長が公益上特に必要と認めた場合 その都度市長が定める額

2 入館料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、入館料減免申請書（別記第1号様式）を市長に提出して承認を受けなければな

らない。ただし、前項第2号及び第3号に該当する者で、当該手帳等の提示をしたものは、この限りでない。

3 市長は、入館料の減免を承認したときは、入館料減免承認書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(資料の撮影等)

第8条 資料館の資料の撮影、模写、模造、拓本、複写又は熟覧等をしようとする者は、館内資料利用申請書（別記第3号様式）を市長に提出して承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による館内資料の利用を承認したときは、館内資料利用承認書（別記第4号様式）を交付するものとする。

(出版物への掲載)

第9条 資料館の資料を出版物に掲載しようとする者は、出版物掲載申請書（別記第5号様式）を市長に提出して承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による出版物掲載を承認したときは、出版物掲載承認書（別記第6号様式）を交付するものとする。

(資料公開の制限)

第10条 次の各号のいずれかに該当する資料は、公開しない。

(1) 法令又は通達により公開することを禁止している資料

(2) 個人の秘密を保持するため、公開することが適当でないと認められる資料

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公開することが適当でないと認めた資料

(資料の貸出)

第11条 資料館の資料は、原則として貸出しを行わない。ただし、市長が教育及び学術研究上特に必要と認めた場合は、貸出しを承認することができる。

(寄贈又は寄託)

第12条 資料館は、必要があると認めるとき

は、資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 寄託を受けた資料は、資料館の資料と同様の取扱いとする。

(免責)

第13条 寄託された資料が天災その他の不可抗力によって滅失し、又は毀損したときは、資料館はその責めを負わない。

(借用)

第14条 資料館は、展示、研究その他必要があるときは、博物館及び他の資料館等から資料を借用することができる。

(損害の賠償)

第15条 条例第7条に定める損害賠償の額は、その都度、市長が定める。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

【別表、別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市文化財保護条例施行規則をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第9号

亀岡市文化財保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市文化財保護条例(昭和43年亀岡市条例第43号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第6条第2項の規定による亀岡市指定文化財(以下「指定文化財」という。)の指定の申請又は同意は、亀岡市指定文化財指定申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)又は亀岡市指定文化財指定同意書(別記第2号様式)によらなければならない。

2 前項の申請書には、指定を受けようとする文化財の写真又は見取図3葉及び権原による占有者があるときは、その同意書を添付しなければならない。

(指定書)

第3条 条例第6条第4項の規定による指定書は、亀岡市指定文化財指定書(別記第3号様式)によるものとする。

(指定書の再交付)

第4条 亀岡市指定文化財指定書を紛失し、又は滅失し、若しくは破損したときは、再交付の申請をすることができる。この場合においては、これらの事実を証明するに足る書類(破損の場合は、その指定書)を添えなければならない。

2 前項の規定による再交付の申請は、亀岡市指定・選定文化財指定書・選定書再交付申請書(別記第4号様式)によらなければならない。

(指定の解除)

第5条 条例第7条第2項の規定による指定の解除の通知は、亀岡市指定文化財指定解除通知書(別記第5号様式)によるものとする。

(選定の申出)

第6条 条例第8条第2項の規定による亀岡市選定文化財（以下「選定文化財」という。）の選定の申出は、亀岡市選定文化財選定書（別記第6号様式）によらなければならない。ただし、選定文化財のうち文化的景観が市の定めた景観計画区域内に存する場合の選定については、この限りでない。

(選定書)

第7条 条例第8条第3項の規定による選定書は、亀岡市選定文化財選定書（別記第7号様式）によるものとする。

(選定書の再交付)

第8条 選定書の再交付は、第4条第1項の規定を準用する。

(選定の解除)

第9条 条例第9条の規定による選定の解除の通知は、亀岡市選定文化財選定解除通知書（別記第8号様式）によるものとする。

(文化財指定・選定台帳)

第10条 市長は、条例第6条又は第8条の規定により文化財の指定（以下「指定」という。）又は文化財の選定（以下「選定」という。）をしたときは、亀岡市指定文化財・選定文化財台帳（別記第9号様式）に登録しなければならない。

(変更の事項の届出)

第11条 条例第11条第1項の規定による届出については、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 条例第11条第1項第1号、第2号及び第4号の変更事項の届出、亀岡市指定・選定文化財所有者等変更届（別記第10号様式）
- (2) 条例第11条第1項第3号の変更事項の届出、亀岡市指定・選定文化財滅失（毀損）届（別記第11号様式）

2 条例第6条第2項の規定による現状を変更

しようとするときの届出は、亀岡市指定・選定文化財現状変更届（別記第12号様式）によらなければならない。

(指定・選定の基準)

第12条 市長は、条例に規定する亀岡市指定文化財の指定及び亀岡市選定文化財の選定に係る基準について、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市福祉医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第10号

亀岡市福祉医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市福祉医療費支給条例施行規則（昭和50年亀岡市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

第3条第1号中「第2条第1項第1号」を「第2条第1項第1号ア」に改め、「又は障害

の状態を証する医師の診断書」を削り、同条第2号中「第2条第1項第2号及び第3号」を「第2条第1項第1号イ」に、「前号アの書類」を「療育手帳又は障害程度照会同意書」に改め、同号イ及びウを削る。

第3条第4号を同条第8号とし、同条第3号中「第2条第1項第5号及び第6号」を「第2条第1項第2号及び第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 条例第2条第1項第1号ウに該当する場合
 - ア 身体障害者手帳
 - イ 障害程度照会同意書
- (4) 条例第2条第1項第1号エ及びオに該当する場合
 - ア 精神障害者保健福祉手帳
- (5) 条例第2条第1項第1号カに該当する場合
 - ア 精神障害者保健福祉手帳
 - イ 身体障害者手帳
- (6) 条例第2条第1項第1号キに該当する場合
 - ア 精神障害者保健福祉手帳
 - イ 障害程度照会同意書

別記第1号様式（表）中

「

④ 身障手帳、療育手帳 知能指数判定書	手 帳 (交付) 番号	第 号	交 付 年月日	年 月 日	障害等級 知能指数	IQ	級
------------------------	----------------	-----	------------	-------	--------------	----	---

」

を

「

④ 身障手帳、精神手帳、 療育手帳、 知能指数判定書	手 帳 (交付) 番号	第 号	交 付 年月日	年 月 日	障害等級 知能指数	IQ	級
----------------------------------	----------------	-----	------------	-------	--------------	----	---

」

に改める。

別記第1号様式（裏）中

「

- ㊦ 知的障害児(者)の場合、児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定書の交付番号、交付年月日及び知能指数を記入してください。なお、療育手帳を所持されている方は、手帳番号、交付年月日及び障害の程度を記入してください。
- ㊧ 重複障害児(者)の場合、㊦と㊩の記載要領により両方とも記入してください。

」

を

「

- ① 精神障害児(者)の場合、精神障害者保健福祉手帳の手帳番号、交付年月日及び障害等級を記入してください。
- ② 知的障害児(者)の場合、児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定書の交付番号、交付年月日及び知能指数を記入してください。なお、療育手帳を所持されている方は、手帳番号、交付年月日及び障害の程度を記入してください。
- ③ 重複障害児(者)の場合、①、②及び③の記載要領により全て記入してください。

」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市人権尊重推進条例施行規則をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第11号

亀岡市人権尊重推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市人権尊重推進条例(令和6年亀岡市条例第6号)の施行に関し、亀岡市人権尊重推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長1人及び副会長若干人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の

互選によって定める。

(委員以外の出席者)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、生涯学習部において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第12号

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市介護保険条例施行規則(平成12年亀岡市規則第37号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「・指

定介護療養型医療施設」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市環境プロモーションセンター設置条例
施行規則をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第13号

亀岡市環境プロモーションセン
ター設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市環境プロモーションセンター設置条例（令和6年亀岡市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により亀岡市環境プロモーションセンター（以下「センター」という。）の施設並びにその附帯設備及び器具備品等（以下「附帯設備等」という。）の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、亀岡市環境プロモーションセンター使用許可申請書（別記第1号様式。以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の使用許可申請書の提出は、使用しよ

うとする日前1月から当日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 市長は、使用許可をしたときは、使用料の納付のあった後、亀岡市環境プロモーションセンター使用許可書（別記第2号様式。以下「許可書」という。）を前条第1項に規定する申請をした者に対し交付する。

2 前項の規定により許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長から許可書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(使用許可の順位)

第4条 使用許可の順位は、使用許可申請書を受理した順序による。ただし、市長が公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用時間の計算及び延長)

第5条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2 使用者は、許可なく使用時間を延長することはできない。

3 使用者は、使用時間の延長について許可を受けたときは、当該延長に係る規定の使用料を直ちに納付しなければならない。

(使用内容の変更)

第6条 使用者は、条例第5条第1項の規定による使用許可の内容を変更しようとするときは、亀岡市環境プロモーションセンター使用許可内容変更承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、亀岡市環境プロモーションセンター使用許可内容変更承認可否通知書（別記第4号様式）を交付するものとする。

(申出による使用許可の取消し)

第7条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、亀岡市環境プロモーションセンター使用許可取消届・使用料還付申請書（別記第5号様式。以下「取消届・還付申請書」という。）に第3条第1項の規定により交付された許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について承認するときは、当該申請をした者に対し、亀岡市環境プロモーションセンター使用許可取消承認通知書（別記第6号様式）を交付するものとする。

(使用料及び目的外使用料の減免)

第8条 条例第12条及び第16条の規定により使用料及び目的外使用料を減額又は免除（以下「減免」という。）することができる場合及びその額は、次のとおりとし、減免した額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。ただし、入場料その他これに類するものを徴収するときは、使用料及び目的外使用料を減免しない。

(1) 使用料の減免

ア 災害その他の特別の理由により公益のために使用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき。 免除

イ その他市長が特に必要があると認めるとき。 5割以内

(2) 目的外使用料の減免

ア 災害その他の特別の理由により公益のために使用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき。 免除

イ その他市長が特に必要があると認めるとき。 5割以内

2 前項の規定により、使用料及び目的外使用料の減免を受けようとするときは、亀岡市環境プロモーションセンター使用料減免申請書（別記第7号様式）を使用許可申請書に添え

て市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請について承認するときは、当該申請をした者に対し、亀岡市環境プロモーションセンター使用料減免承認通知書（別記第8号様式）を交付するものとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第13条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 災害その他不可抗力により使用できない場合 全額

(2) 公用又は管理上の都合により使用許可を取り消した場合 全額

(3) 使用許可の取消しの届出を使用しようとする日の3日前までにした場合 全額

(使用等の打合せ)

第10条 使用者は、センターを使用する場合は、使用方法その他必要な事項について、市長と事前に打合せをしなければならない。

(使用者の守るべき事項)

第11条 使用者は、条例の定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。

(2) センターの施設を不潔にしないこと。

(3) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。

(4) 許可なく物品等を展示又は販売しないこと。

(5) 許可なく印刷物の掲示又は配布をしないこと。

(6) 許可を受けていない場所への立ち入り又は器具備品の使用を行わないこと。

(7) 準備、後始末、原状回復等を行う場合は、市長の指示に従うこと。

(8) 前各号のほか、センターの施設の管理に

支障がある行為はしないこと。
(9) その他市長の指示に従うこと。

(破損等の届出)

第12条 使用者は、センターの施設又は附帯設備等を破損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(使用終了の届出)

第13条 使用者は、センターの使用を終わったときは、直ちに市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第14条 センターの管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第2条、第3条、第6条、第7条及び第10条から第13条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第5条、第8条、第9条及び別記第5号様式から別記第8号様式までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第4条、第8条第1項及び第15条中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」とする。
(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、センターの管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行に際し、センターの使用に係る手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

【別記様式 省略】

「揭示済」

川の駅・亀岡水辺公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第14号

川の駅・亀岡水辺公園条例施行規則の一部を改正する規則

川の駅・亀岡水辺公園条例施行規則（令和3年亀岡市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別記第1号様式。以下」を「別記第1号様式）又は川の駅・亀岡水辺公園河川広場（堤防敷及び高水敷）使用許可申請書（別記第1号様式の2）（以下これらを）」に改める。

第3条第1項中「別記第2号様式。以下」を「別記第2号様式）又は川の駅・亀岡水辺公園河川広場（堤防敷及び高水敷）使用許可書（別記第2号様式の2）（以下これらを）」に改める。

第18条中「、第9条から第11条まで、別記第2号様式及び別記第5号様式から別記第8号様式までの規定」を「及び第9条から第11条までの規定並びに別記第2号様式、別記第2号様式の2及び別記第5号様式から別記第7号様式までの様式」に改める。

別記第1号様式中

「

	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
使用する目的		

1

を

「

冷暖房の使用	☐ 冷房 ☐ 暖房
使用する目的	

1

に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第1号様式の2（第2条関係）

川 の 駅 ・ 亀 岡 水 辺 公 園 河 川 広 場 （ 堤 防 敷 及 び 高 水 敷 ） 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

（ 宛 先 ） 亀 岡 市 長

申 請 者 住 所 （ 所 在 地 ）

氏 名 （ 団 体 名 及 び 代 表 者 氏 名 ）

（ 電 話 ）

次 の と お り 使 用 許 可 の 申 請 を し ま す 。

使 用 す る 施 設	☐ 堤防敷 ☐ 高水敷
使 用 す る 目 的	☐ バーベキュー・デイキャンプ ☐ 宿泊キャンプ ☐ 上記以外の目的
使 用 す る 日 時	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分
使 用 数 量	区画 ・ m ²
使 用 予 定 人 員	☐ 一般（中学生以上） 人 ☐ 小学生 人 ☐ 小学生未満 人
使 用 責 任 者 住 所 ・ 氏 名	（ 電 話 ）
備 考	川 の 駅 ・ 亀 岡 水 辺 公 園 条 例 第 9 条 第 1 項 第 3 号 へ の 該 当 有 無 確 認 の た め 、 本 申 請 書 に 記 載 し た 事 項 を 京 都 府 亀 岡 警 察 署 長 に 照 会 す る こ と に つ い て 同 意 し ま す 。

別記第2号様式中

「

	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		円
使用する目的			

1

を

「

冷暖房の使用	☐ 冷房 ☐ 暖房
使用する目的	

1

に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第2号様式の2（第3条関係）

川の駅・亀岡水辺公園河川広場（堤防敷及び高水敷）使用許可書																				
許可番号 第 _____ 号 年 _____ 月 _____ 日																				
_____ 様																				
亀岡市長				印																
次のとおり使用を許可します。																				
使用する施設	☐ 堤防敷 ☐ 高水敷																			
使用する目的	☐ バーベキュー・デイキャンプ ☐ 宿泊キャンプ ☐ 上記以外の目的																			
使用する日時	_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分から _____ 時 _____ 分まで																			
使用数量	_____ 区画 ・ m ²																			
使用予定人員	☐ 一般（中学生以上） _____ 人 ☐ 小学生 _____ 人 ☐ 小学生未満 _____ 人																			
使用料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">区画使用料</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">人数当たりの使用料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">一 般</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">人 円</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">小学生 円</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">人 円</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right;">（合計） _____ 円</td> </tr> </table>					区画使用料	人数当たりの使用料				円	一 般	人 円	小学生 円	人 円	（合計） _____ 円				
区画使用料	人数当たりの使用料																			
円	一 般	人 円	小学生 円	人 円																
（合計） _____ 円																				
使用責任者住所・氏名	_____ （電話 _____ ）																			
使用許可条件	_____																			
備 考	_____																			

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第15号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成28年亀岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第7条の表第3号の項及び第8条の表第3号の項中「、蒔田野地区、旭地区又は曾我部地区」を「又は蒔田野地区」に改め、「吉川地区」の次に「、旭地区、曾我部地区又は千代川地区」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第16号

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則（昭和35年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

4級	1 主幹の職務 2 副所長の職務 3 副園長の職務 4 主幹教諭の職務 5 事務局次長の職務
5級	1 所長の職務 2 園長の職務 3 館長の職務
6級	1 教育次長の職務 2 学校給食センター所長の職務 3 図書館長の職務 4 みらい教育リサーチセンター所長の職務 5 議会事務局次長の職務 6 監査委員事務局長の職務 7 農業委員会事務局長の職務

」

を

「

4 級	1 主幹の職務 2 副所長の職務 3 副園長の職務 4 主幹教諭の職務 5 農業委員会事務局次長の職務
5 級	1 所長の職務（中部保育所長及び保津保育所長を除く。） 2 園長の職務 3 館長の職務（文化資料館長及び図書館長を除く。） 4 文化資料館副館長の職務 5 監査委員事務局次長の職務
6 級	1 文化資料館長の職務 2 こども未来部次長の職務 3 中部保育所長及び保津保育所長の職務 4 教育次長の職務 5 学校給食センター所長の職務 6 図書館長の職務 7 みらい教育リサーチセンター所長の職務 8 議会事務局次長の職務 9 監査委員事務局長の職務 10 農業委員会事務局長の職務

」

に改める。

別表第1中「1級15号給」を「1級17号給」に、「1級11号給」を「1級13号給」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第12条関係）
昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1
11	1	1	1	3	1
12	1	1	1	4	1
13	1	1	1	5	1
14	1	1	1	6	2
15	1	1	1	7	3
16	1	1	1	8	4
17	1	1	1	9	5
18	1	2	2	10	6
19	1	3	3	11	7
20	1	4	4	12	8
21	1	5	5	13	9
22	1	6	6	14	10
23	1	7	7	15	11
24	1	8	8	16	12
25	1	9	9	17	13
26	1	10	10	18	14
27	1	11	11	19	15
28	1	12	12	20	16
29	1	13	13	21	17

30	1	14	14	22	22	18
31	1	15	15	23	23	19
32	1	16	16	24	24	20
33	1	17	17	25	25	21
34	2	18	18	26	26	21
35	3	19	19	27	27	22
36	4	20	20	28	28	22
37	5	21	21	29	29	23
38	6	22	22	30	30	23
39	7	23	23	31	31	24
40	8	24	24	32	32	24
41	9	25	25	33	33	25
42	10	26	26	34	34	25
43	11	27	27	35	35	26
44	12	28	28	36	36	26
45	13	29	29	37	37	27
46	14	30	30	38	38	27
47	15	31	31	39	39	28
48	16	32	32	40	40	28
49	17	33	33	41	41	29
50	18	34	34	42	41	29
51	19	35	35	43	42	29
52	20	36	36	44	42	29
53	21	37	37	45	43	30
54	21	37	38	46	43	30
55	22	38	39	47	44	30
56	22	38	40	48	44	30
57	23	39	41	49	45	31
58	23	39	42	50	45	31
59	24	40	43	51	46	31
60	24	40	44	52	46	31
61	25	41	45	53	47	31

62	25	42	45	54	47	31
63	26	43	45	55	48	31
64	26	44	46	56	48	31
65	27	45	46	57	49	31
66	27	45	46	58	49	31
67	28	46	47	59	50	31
68	28	46	47	60	50	31
69	29	47	47	61	50	31
70	29	47	48	62	50	31
71	29	48	48	63	50	31
72	30	48	48	64	50	31
73	30	49	49	65	50	31
74	30	49	49	66	50	31
75	31	49	49	67	50	31
76	31	49	50	68	50	31
77	31	49	50	68	51	31
78	32	50	50	68	51	32
79	32	50	51	68	51	32
80	32	50	51	68	51	32
81	33	50	51	69	51	32
82	33	50	52	69	51	32
83	33	51	52	69	51	32
84	34	51	52	69	51	32
85	34	51	53	69	51	33
86	34	51	53	70	51	33
87	35	51	53	70	51	33
88	35	52	53	70	51	33
89	35	52	54	71	52	34
90	36	52	54	72	52	34
91	36	52	54	73	52	34
92	36	52	54	74	52	34
93	37	53	55	75	53	35

94			53	55	76	53
95			53	55	77	53
96			53	55	78	53
97			53	55	79	54
98			54	55	80	54
99			54	55	81	54
100			54	56	82	54
101			54	56	83	55
102			54	56	84	
103			55	56	85	
104			55	56	86	
105			55	56	87	
106			55	56	88	
107			55	57	89	
108			56	57	90	
109			56	57	91	
110			56	57	92	
111			56	57	93	
112			56	57	94	
113			56	57	95	
114			56			
115			56			
116			56			
117			57			
118			57			
119			57			
120			57			
121			57			
122			57			
123			57			
124			57			
125			57			

別表第6を次のように改める。

別表第6（第13条関係）

降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	33	17	17	9	9	13
2	33	18	18	10	10	14
3	33	19	19	11	11	15
4	34	20	20	12	12	16
5	35	21	21	13	13	17
6	36	22	22	14	14	18
7	38	23	23	15	15	19
8	39	24	24	16	16	20
9	41	25	25	17	17	21
10	42	26	26	18	18	22
11	43	27	27	19	19	23
12	44	28	28	20	20	24
13	45	29	29	21	21	25
14	46	30	30	22	22	26
15	47	31	31	23	23	27
16	48	32	32	24	24	28
17	49	33	33	25	25	29
18	50	34	34	26	26	30
19	51	35	35	27	27	31
20	52	36	36	28	28	32
21	54	37	37	29	29	34
22	56	38	38	30	30	36
23	58	39	39	31	31	38
24	60	40	40	32	32	40
25	62	41	41	33	33	42
26	64	42	42	34	34	44
27	66	43	43	35	35	46

28		68	44	44	36	36	48
29		71	45	45	37	37	52
30		74	46	46	38	38	56
31		77	47	47	39	39	77
32		80	48	48	40	40	84
33		83	49	49	41	41	85
34		86	50	50	42	42	85
35		89	51	51	43	43	85
36		92	52	52	44	44	85
37		93	54	53	45	45	85
38		93	56	54	46	46	85
39		93	58	55	47	47	85
40		93	60	56	48	48	85
41		93	61	57	49	50	85
42		93	62	58	50	52	85
43		93	63	59	51	54	85
44		93	64	60	52	56	85
45		93	66	63	53	58	85
46		93	68	66	54	60	85
47		93	70	69	55	62	85
48		93	72	72	56	64	85
49		93	77	75	57	66	85
50		93	82	78	58	76	85
51		93	87	81	59	88	85
52		93	92	84	60	92	85
53		93	97	88	61	93	85
54		93	102	92	62	93	85
55		93	107	99	63	93	85
56		93	116	106	64	93	85
57		93	125	113	65	93	85
58		93	125	113	66	93	85
59		93	125	113	67	93	85

60	93	125	113	68	93	85
61	93	125	113	69	93	85
62	93	125	113	70	93	85
63	93	125	113	71	93	85
64	93	125	113	72	93	85
65	93	125	113	73	93	85
66	93	125	113	74	93	
67	93	125	113	75	93	
68	93	125	113	80	93	
69	93	125	113	85	93	
70	93	125	113	88	93	
71	93	125	113	89	93	
72	93	125	113	90	93	
73	93	125	113	91	93	
74	93	125	113	92	93	
75	93	125	113	93	93	
76	93	125	113	93	93	
77	93	125	113	93	93	
78	93	125	113	93	93	
79	93	125	113	93	93	
80	93	125	113	93	93	
81	93	125	113	93	93	
82	93	125	113	93	93	
83	93	125	113	93	93	
84	93	125	113	93	93	
85	93	125	113	93	93	
86	93	125	113	93	93	
87	93	125	113	93	93	
88	93	125	113	93	93	
89	93	125	113	93	93	
90	93	125	113	93	93	
91	93	125	113	93	93	
92		93	125	113	93	93
93		93	125	113	93	93
94		93	125	113	93	
95		93	125	113	93	
96		93	125	113	93	
97		93	125	113	93	
98		93	125	113	93	
99		93	125	113	93	
100		93	125	113	93	
101		93	125	113	93	
102		93	125	113		
103		93	125	113		
104		93	125	113		
105		93	125	113		
106		93	125	113		
107		93	125	113		
108		93	125	113		
109		93	125	113		
110		93	125	113		
111		93	125	113		
112		93	125	113		
113		93	125	113		
114		93				
115		93				
116		93				
117		93				
118		93				
119		93				
120		93				
121		93				
122		93				
123		93				

124	93					
125	93					

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第15号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
令和5年度
後期高齢者医療保険料督促状7期分

2 送達を受けるべき者

No.	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第16号

亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱及び亀岡市民間社会福祉施設運営補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

（亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱の一部改正）

第1条 亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱（平成11年亀岡市告示第45号）の一部を次のように改正する。

別表病児保育事業の項基準額の欄中「平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知」を「令和5年9月7日付けこ成事第481号こども家庭庁長官通知」に改め、同表中

「	保育環境改善等事業に必要な経費	
	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成30年10月17日付け厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知）別紙に定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱をいう。）別表に定める保育環境改善等事業の基準額	保育環境改善等事業に必要な経費
」を	新型コロナウイルス感染症対策支援事業に必要な経費	
	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙に定める利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のうち3の新型コロナウイルス感染症対策支援事業(1)のA及びB並びに(2)の基準額	新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業に必要な経費

「

京都府第3子以降保育料無償化事業費補助金交付要綱（平成27年5月18日付け7少第62号京都府健康福祉部長通知）に基づく副食費の助成対象となる保護者又は満18歳未満の児童（ただし、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間を含む。）が3人以上いる世帯の第3子以降の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1号に掲げる子どもの保護者で、市から同号に掲げる小学校就学前子どもの区分の認定を受け、かつ、市町村民税所得割合算額が、211,201円未満に該当する保護者の子ども1人につき月額4,500円	左記に定める基準に該当することにより免除した副食費
新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした全部休園、一部休園又は法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者への登園自粛要請（以下「新型コロナウイルス感染症拡大防止措置」という。）を理由に、副食を欠食した法第19条第1号又は第2号に掲げる子ども1人につき1月当たり4,500円から、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第59条に定める日数を基礎として4,500円を日割計算した額に、その月の開所日数から新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を理由に、当該子どもに対して保育の提供がなされなかった日数を減じた日数を乗じて得た額を差し引いた額	コロナウイルス感染症拡大防止措置を理由に、副食を欠食した法第19条第1号又は第2号に掲げる子ども1人につき免除した副食費

」

を

「

京都府第3子以降保育料無償化事業費補助金交付要綱（平成27年5月18日付け7少第62号京都府健康福祉部長通知）に基づく副食費の助成対象となる保護者又は18歳未満の児童（ただし、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間を含む。）が3人以上いる世帯の第3子以降の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1号に掲げる子どもの保護者で、市から同号に掲げる小学校就学前子どもの区分の認定を受け、かつ、市町村民税所得割合算額が、211,201円未満に該当する保護者の子ども1人につき月額4,700円	左記に定める基準に該当することにより免除した副食費
--	----------------------------------

」

に改める。

（亀岡市民間社会福祉施設運営補助金交付要綱の一部改正）

第2条 亀岡市民間社会福祉施設運営補助金交付要綱（平成30年亀岡市告示第83号）の一部を次のように改正する。

別表保育補助者雇上強化事業の項基準額の欄中「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成30年10月17日付け厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」）」を「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和5年10月12日付けこ成事第520号こども家庭庁長官通知）別紙に定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱をいう。以下同じ。）」に改め、同表保育体制強化事業の項基準額の欄中「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和元年10月31日付け厚生労働省発子1031第1号厚生労働事務次官通知別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」）」を「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和5年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第17号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年3月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定 通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略

17	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和5年度 第8期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第18号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年3月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和5年度第8期分介護保険料

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第19号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和6年3月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 事業所番号

2671600043

2 事業者の名称

社会福祉法人利生会

3 事業所の名称

亀岡園老人介護支援センター

4 事業所の所在地

亀岡市河原林町河原尻上砂股100

5 サービスの種類

居宅介護支援

6 指定年月日

令和6年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第20号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年3月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和5年度 市民税・府民税
税額変更通知書

2 送達を受けるべき者

住 所 省略
氏 名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第21号

亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）第3条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月18日

亀岡市長 桂川孝裕

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
亀岡市移住・定住促進施設 「離れ」にのうみ	株式会社 ちいおりアライアンス	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで
亀岡市七谷川野外活動センター	千歳町自治会	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで
亀岡市社会体育施設（6箇所）	公益財団法人 亀岡市スポーツ協会	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで
亀岡市総合福祉センター	公益財団法人 亀岡市福祉事業団	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで
亀岡市曾我部いこいの家	曾我部町自治会	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで
亀岡市畑野健康ふれあいセンター	畑野町自治会	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで
亀岡市都市公園 （亀岡運動公園・さくら公園）	亀岡市パーク commons	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで
J R 亀岡駅前及び J R 亀岡駅北口 自転車等駐車場	株式会社 駐輪サービス	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで
J R 馬堀駅前、J R 並河駅前及び J R 千代川駅前自転車等駐車場	株式会社 駐輪サービス	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで
メディアス亀岡自転車駐車場	大井町自治会	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで

「掲示済」

亀岡市告示第22号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年3月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	令和5年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
2	令和5年度 督促状 市府民税 随1期	省略	省略
3	令和5年度 督促状 固定資産税 第3期	省略	省略
4	令和5年度 督促状 固定資産税 第4期	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第23号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、令和6年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所を次のとおり定める。

令和6年3月22日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間 令和6年4月1日から令和6年5月31日まで
(閉庁日を除く。)

2 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市市民生活部税務課

「揭示済」

亀岡市告示第24号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業所を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 介護保険事業者番号
2691600130
- 2 事業所の名称
のどかりハビリホーム
- 3 事業所の所在地
亀岡市大井町並河2丁目859
- 4 申請者
NODOKA RELIFE株式会社
- 5 サービスの種類
（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- 6 指定年月日
令和6年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第25号

京都市西京区・亀岡市住民交流推進協議会設

置要綱（平成12年亀岡市告示第144号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

第4条中「文化国際課」を「市民力推進課」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第26号

亀岡市指定文化財指定（選定）の基準を次のように定める。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市指定文化財指定（選定）の基準

第1 亀岡市指定有形文化財

1 建造物

建築物、土木構造物その他の工作物（橋梁、石塔、鳥居等）のうち、次の第1号から第5号までのいずれかに該当し、かつ、本市の各時代又は類型の典型となるもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの

- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

2 絵画、彫刻

次の第1号から第5号までのいずれかに該当するもの

- (1) 各時代の遺品のうち製作優秀で、本市の文化史上貴重なもの
- (2) 本市の絵画及び彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- (3) 題材、品質、形状又は技法の点で顕著な特異性を示すもの
- (4) 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表するもの
- (5) 渡来品で本市の美術史上意義が深いもの

3 工芸品

次の第1号から第4号までのいずれかに該当するもの

- (1) 各時代の遺品のうち製作が特に優秀で、本市の文化史上貴重なもの
- (2) 本市の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- (3) 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義が深いもの
- (4) 渡来品で本市の工芸史上意義が深いもの

4 書跡、典籍

次の第1号から第5号までのいずれかに該当するもの

- (1) 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、本市の書道史上又は文化史上貴重なもの
- (2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典の原本又はこれに準ずる写本で、本市の文化史上貴重なもの
- (3) 典籍類のうち版本類は、印刷史上及び

本市の文化史上貴重なもの

- (4) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

- (5) 渡来品で本市の文化史上意義が深いもの

5 古文書

次の第1号から第5号までのいずれかに該当するもの

- (1) 古文書類は、本市の歴史上重要と認められるもの
- (2) 日記、記録類（絵図及び系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で本市の文化史上貴重なもの
- (3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- (4) 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値が高いもの
- (5) 渡来品で本市の歴史上意義が深いもの

6 考古資料

次の第1号から第5号までのいずれかに該当するもの

- (1) 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代以前の本市遺跡の遺物で、学術的価値の高いもの
- (2) 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の本市遺跡の遺物で、学術的価値の高いもの
- (3) 古墳の出土品その他古墳時代の本市遺跡の遺物で、学術的価値の高いもの
- (4) 宮殿、官衙、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥時代以後の本市遺跡の遺物で学術的価値が高いもの
- (5) 渡来品で本市の歴史的意義が深く、かつ、学術的価値が高いもの

7 歴史資料

次の第1号から第4号までのいずれかに該当するもの

- (1) 政治、経済、社会、文化、科学技術等
本市の歴史上の各分野における重要な事
象に関する遺品のうち学術的価値が高い
もの
- (2) 本市の歴史上重要な人物に関する遺品
のうち学術的価値が高いもの
- (3) 本市の歴史上重要な事象又は人物に関
する遺品で歴史的又は系統的にまとまっ
て伝存し、学術的価値が高いもの
- (4) 渡来品で本市の歴史的意義が深く、か
つ、学術的価値が高いもの

第2 亀岡市指定無形文化財

1 演劇、音楽

次の第1号から第3号までのいずれかに
該当するもの

- (1) 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち
次のアからウまでのいずれかに該当する
もの

ア 芸術上特に価値の高いもの

イ 芸能史上特に重要な地位を占め、か
つ、地方的又は流派の特色が顕著なも
の

ウ 芸術上価値が高く、又は芸能史上重
要な地位を占め、かつ、地方的又は流
派の特色が顕著なもの

- (2) 前号の芸能の成立、構成上重要な要素
をなす技法で優秀なもの
- (3) 前2号の芸能又は芸能の技術を高度に
体現できる者及び団体

2 工芸技術

次の第1号又は第2号のいずれかに該当
するもの

- (1) 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸
技術のうち次のアからウまでのいずれか
に該当するもの

ア 芸術上特に価値の高いもの

イ 工芸史上特に重要な地位を占めるも
の

ウ 芸術上価値が高く、又は工芸史上重
要な地位を占め、かつ、地方的又は流
派の特色が顕著なもの

- (2) 前号の工芸技術を高度に体得している
者及び団体

第3 亀岡市指定有形民俗文化財

- 1 次の第1号から第10号までに掲げる有
形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、
用法等において市民の基礎的な生活文化の
特色を示すもので典型的なもの

- (1) 衣食住に用いられるもの
- (2) 生産又は生業に用いられるもの
- (3) 交通、運輸又は通信に用いられるもの
- (4) 交易に用いられるもの
- (5) 社会生活に用いられるもの
- (6) 信仰に用いられるもの
- (7) 民俗知識に関して用いられるもの
- (8) 民俗芸能、娯楽又は遊戯に用いられる
もの
- (9) 人の一生に関して用いられるもの
- (10) 年中行事に用いられるもの

- 2 前項に掲げる有形の民俗文化財の収集で
その目的、内容等が次の第1号から第6号
までのいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 歴史的変遷を示すもの
- (2) 時代的特色を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの
- (4) 技術的特色を示すもの
- (5) 生活様式の特色を示すもの
- (6) 職能の様相を示すもの

第4 亀岡市指定無形民俗文化財

- 1 風俗慣習のうち次の第1号又は第2号の
いずれかに該当し、特に重要なもの

(1) 由来、内容等において市民の基礎的な
生活文化の特色を示すもので典型的なも
の

- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われ
る行事で芸能の基礎を示すもの

2 民俗芸能のうち次の第1号から第3号までのいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの

3 民俗技術のうち次の第1号から第3号までのいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 技術の発生又は成立を示すもの
- (2) 技術の変遷の過程を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの

第5 亀岡市指定史跡名勝天然記念物

1 史跡

次の第1号から第9号までに掲げるもののうち本市の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

- (1) 貝塚、集落跡、古墳、その他居住に関する遺跡
- (2) 国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- (3) 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- (4) 学校、研究施設、文化施設その他教育学芸に関する遺跡
- (5) 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会生活に関する遺跡
- (6) 交通・通信施設、治山・治山施設、生産施設その他経済活動に関する遺跡
- (7) 墳墓及び碑
- (8) 旧宅、園池その他特に由緒ある地域の類
- (9) 外国及び外国人に関する遺跡

2 名勝

次の第1号から第9号までのうち本市の優れた風土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの又は名所的若しくは

学術的価値の高いもの、人文的なものにおいては、芸術的又は学術的価値の高いもの

- (1) 公園、庭園
- (2) 橋梁、築堤
- (3) 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- (4) 鳥獣、魚虫等の棲息する場所
- (5) 岩石、洞穴
- (6) 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- (7) 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- (8) 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- (9) 展望地点

3 天然記念物

次の第1号から第4号までに掲げる動物、植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、本市の自然を記念するもの

(1) 動物のうち、次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア 本市特有の動物で著名なもの及びその棲息地

イ 特有の産ではないが、本市著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地

ウ 自然環境における特有の動物又は動物群聚

エ 本市にとって特に貴重な動物標本

(2) 植物のうち、次のアからカまでのいずれかに該当するもの

ア 名木、巨木、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢

イ 代表的森林若しくは竹林又は稀有の森林、竹林若しくは植物類

ウ 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木

エ 著しい植物分布の限界地

オ 著しい栽培植物の自生地

カ 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

(3) 地質鉱物のうち、次のアからケまでの

- いずれかに該当するもの
- ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態
 - イ 地層の整合及び不整合
 - ウ 地層の褶曲及び衝上
 - エ 生物の働きによる地質現象
 - オ 地震断層等地塊運動に関する現象
 - カ 洞穴
 - キ 岩石の組織
 - ク 特に貴重な岩石及び鉱物の標本
 - ケ その他地質学的に貴重なもの
- (4) 保護すべき天然記念物に富んだ代表的
一定の地域（天然保護区域）

第6 亀岡市選定文化的景観

- 1 地域における人々の生活又は生業及びこの地域の風土により形成された次の第1号から第8号までに掲げる景観地のうち、市民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの
- (1) 農耕に関する景観地
 - (2) 採草、放牧等に関する景観地
 - (3) 森林の利用に関する景観地
 - (4) 漁ろうに関する景観地
 - (5) 水の利用に関する景観地
 - (6) 採掘、製造等に関する景観地
 - (7) 流通、往来等に関する景観地
 - (8) 居住に関する景観地
- 2 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち市民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

第7 亀岡市選定伝統的建造物群保存地区

- 伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の第1号から第3号までのいずれかに該当するもの
- (1) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
 - (2) 伝統的建造物群及び地割が良く旧態を保持しているもの
 - (3) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が

地域的特色を顕著に示しているもの

附 則

この基準は、令和6年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第27号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく指定区域を指定したので、同条例第8条第2項において準用する第6条第6項の規定により告示し、指定に係る図書を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定区域の名称及び土地の区域
千代川地区（亀岡市千代川町 地内）
- 2 予定建築物等の用途
[開発行為]
- (1) 専用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他のものにあつては300平方メートル以上のものに限る。）
 - (2) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅（その敷地面積が、自己の居住の用に供するものにあつては150平方メートル以上のもの、その他の

ものにあつては300平方メートル以上のものに限る。)

- (3) (4)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

- (4) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な店舗等でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (5) 診療所
- (6) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの
- (7) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの

[建築行為]

- (1) 自己の居住の用に供する専用住宅（〔開

発行為〕(1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあつてはその敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。)

- (2) (1)に掲げるもののほか、自己の居住の用に供する専用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。）

- (3) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（〔開発行為〕(1)又は(2)のうちその他のものとして都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた土地に建築するものを除き、かつ、新築の場合にあつては敷地面積が150平方メートル以上のものに限る。)

- (4) (3)に掲げるもののほか、第一種低層住居専用地域内に建築することができる自己の居住の用に供する兼用住宅（その敷地面積が300平方メートル以上のものに限る。)

- (5) (6)に掲げるもののほか、第二種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)

- (6) 次に掲げる農業の利便を増進するために必要な建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)

ア 建築物の周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

イ アの農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店

ウ 自家販売のために食品製造業を営むパ

ン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（アの農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）

- (7) 診療所
- (8) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの
- (9) 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅の兼用用途である美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル（用途を変更する場合にあっては150平方メートル）以内のもの
- (10) 旅館業法第2条第3項に規定する簡易宿所営業に係るもの（用途を変更する場合に限る。）

3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事

業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 施行者の名称
亀岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成26年亀岡市告示第168号
南丹都市計画公園事業
5・5・303号
京都・亀岡保津川公園
- 3 事業施行期間
自平成26年7月11日
至令和11年3月31日
- 4 事業地
収容の部分 変更なし
使用の部分 なし

「揭示済」

亀岡市告示第29号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和6年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
督促状 令和5年度第9期分介護保険料

- 2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第30号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和6年3月29日から令和6年4月11日まで一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

区域変更をする路線

路線番号	路線名	変更路線起終点	変更前		変更後	
			延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
01267	クニッテルフェルド通	亀岡市追分町谷筋1番地の1先	1,658.18	10.40	1,658.18	10.40
		亀岡市篠町浄法寺中村16番地の1先		～ 23.09		～ 23.09
11077	南金岐3号線	亀岡市大井町南金岐丁田2番地の3先	447.50	1.30	447.50	3.90
		亀岡市大井町南金岐清水36番地の1先		～ 4.67		～ 4.67
11081	南金岐7号線	亀岡市大井町南金岐清水15番地先	58.08	2.13	56.40	2.13
		亀岡市大井町南金岐清水14番地の1先		～ 2.88		～ 2.88
13007	池尻宇津根線	亀岡市馬路町滝ケ元1番地の1先	5,073.08	3.51	5,473.00	3.51
		亀岡市河原林町勝林島畑ケ田37番地の3先		～ 20.46		～ 20.46
13022	前ノ田小文字線	亀岡市馬路町小文字1番地の3先	321.67	2.84	322.20	2.84
		亀岡市馬路町前ノ田1番地の内1先		～ 6.52		～ 6.52
13077	三日市田中線	亀岡市馬路町諸山100番地先	456.30	5.10	460.30	5.10
		亀岡市馬路町田中前106番地先		～ 7.46		～ 7.46
16048	清水綾垣内線	亀岡市河原林町河原尻上六反田107番地先	625.68	2.37	625.68	2.37
		亀岡市河原林町河原尻下五丹45番地先		～ 5.90		～ 5.90
16052	北垣内田中線	亀岡市河原林町河原尻上福井115番地先	125.00	5.10	127.00	5.10
		亀岡市河原林町河原尻上福井116番地先		～ 6.60		～ 6.60
16053	八軒屋線	亀岡市河原林町河原尻上福井117番地先	890.62	3.58	889.60	3.58
		亀岡市河原林町河原尻大樋114番地先		～ 9.78		～ 9.78
18101	柏原森線	亀岡市篠町柏原町頭47番地先	2,556.64	2.05	2,556.64	2.05
		亀岡市篠町広田平松12番地先		～ 14.50		～ 14.50
18325	夕日ヶ丘23号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目3番地の2先	297.99	8.00	297.99	8.00
		亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目26番地先		～ 13.10		～ 8.00
18328	柏原田中線	亀岡市篠町柏原田中19番地の3先	83.93	5.00	73.00	5.00
		亀岡市篠町柏原田中21番地の8先		～ 6.11		～ 6.11

「揭示済」

亀岡市告示第31号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和6年3月29日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和6年3月29日から令和6年4月11日まで一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長(m)	最小幅員(m)
		終 点		最大幅員(m)
01267	クニッテルフェルド通	亀岡市追分町谷筋1番地の1先	1,658.18	10.40
		亀岡市篠町浄法寺中村16番地の1先		23.09
11077	南金岐3号線	亀岡市大井町南金岐丁田2番地の3先	447.50	3.90
		亀岡市大井町南金岐清水36番地の1先		4.67
11081	南金岐7号線	亀岡市大井町南金岐清水15番地先	56.40	2.13
		亀岡市大井町南金岐清水14番地の1先		2.88
13007	池尻宇津根線	亀岡市馬路町滝ケ元1番地の1先	5,473.00	3.51
		亀岡市河原林町勝林島畑ケ田37番地の3先		20.46
13022	前ノ田小文字線	亀岡市馬路町小文字1番地の3先	322.20	2.84
		亀岡市馬路町前ノ田1番地の内1先		6.52
13077	三日市田中線	亀岡市馬路町諸山100番地先	460.30	5.10
		亀岡市馬路町田中前106番地先		7.46
16048	清水綾垣内線	亀岡市河原林町河原尻上六反田107番地先	625.68	2.37
		亀岡市河原林町河原尻下五丹45番地先		5.90
16052	北垣内田中線	亀岡市河原林町河原尻上福井115番地先	127.00	5.10
		亀岡市河原林町河原尻上福井116番地先		6.60
16053	八軒屋線	亀岡市河原林町河原尻上福井117番地先	889.60	3.58
		亀岡市河原林町河原尻大樋114番地先		9.78
18101	柏原森線	亀岡市篠町柏原町頭47番地先	2,556.64	2.05
		亀岡市篠町広田平松12番地先		14.50
18324	夕日ヶ丘22号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目7番地の2先	1,294.68	10.50
		亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目22番地先		13.00
18325	夕日ヶ丘23号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目3番地の2先	297.99	8.00
		亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目26番地先		8.00
18326	夕日ヶ丘24号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目2番地の2先	47.32	8.00
		亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目2番地の2先		8.00
18327	夕日ヶ丘25号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目9番地の1先	155.84	6.00
		亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目16番地の1先		12.00
18328	柏原田中線	亀岡市篠町柏原田中19番地の3先	73.00	5.00
		亀岡市篠町柏原田中21番地の8先		6.11

「揭示済」

訓 令

亀岡市訓令第1号

庁中一般

亀岡市情報化の推進に関する規程及び亀岡市情報セキュリティ対策基準規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月8日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市情報化の推進に関する規程
及び亀岡市情報セキュリティ対策
基準規程の一部を改正する訓令

（亀岡市情報化の推進に関する規程の一部改正）

第1条 亀岡市情報化の推進に関する規程（平成25年亀岡市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「課長」を「情報管理者」に、「情報システム最適化指針に適合したものとする」を「利用者視点での現状分析及びデジタル技術を活用した運用の多角的な検討に基づき適切な効果を見積もる」に改める。

（亀岡市情報セキュリティ対策基準規程の一部改正）

第2条 亀岡市情報セキュリティ対策基準規程（平成27年亀岡市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「L GWANに」を「総合行政ネットワーク（以下「L GWAN」という。）に」に改める。

第5条第1項第1号中「亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）第7条各号に規定する不開示情報」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報」に改め、同項第2号中「公にすることを予定していない情報資産（個人情報を含む情報資産を除く。）」を「亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）第7条各号に規定する不開示情報を含む情報資産」に改める。

第7条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 重要性分類Ⅰの情報資産は、法令又は条例の規定に定める事務以外で取り扱わないこと。また、業務上必要とする最小限の者が取り扱うこと。

(7) 重要性分類Ⅰ及び重要性分類Ⅱ（住民の個人情報を含む情報資産に限る。）の情報資産は、作業等により一時的に保存する場合を除き、インターネット接続系の端末及びファイルサーバに保存してはならない。また、作業等により一時的に保存した情報資産については、当該作業等終了後、速やかに削除すること。

第9条を次のように改める。

（情報資産の送信）

第9条 重要性分類Ⅰに該当する電子情報は、国が認める特定通信又は通信経路の暗号化等により漏えいを防ぐ措置が講じられている方法以外で送信してはならない。

2 重要性分類Ⅱに該当する電子情報は、電子メール等により送信してはならない。ただし、他に合理的な方法がない場合には、情報資産管理責任者の承認を得た上で、ネットワーク管理者が別に指定する方法により送信することができる。

3 前項ただし書の規定により送信する場合は、暗号化及びパスワード設定を行うこととし、パスワード等は、送信しようとする方法以外の確実な方法により送信先に伝達しなければならない。

第65条第1項第1号中「(ア)」を「ア」に、「(イ)」を「イ」に、「(ウ)」を「ウ」に、「(エ)」を「エ」に、「(オ)」を「オ」に、「(カ)」を「カ」に改め、同号に次のように加える。

キ 外部サービスの利用を通じて市が取り扱う情報の外部サービス提供者における目的外利用の禁止

第65条第1項第2号中「(ア)」を「ア」に、「(イ)」を「イ」に、「(ウ)」を「ウ」に、「(エ)」を「エ」に、「(オ)」を「オ」に、「(カ)」を「カ」に、「(キ)」を「キ」に、「(ク)」を「ク」に、「(ケ)」を「ケ」に、「(コ)」を「コ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(外部サービスの利用承認)

第65条の2 ネットワーク管理者及びシステム業務管理者は、外部サービスを利用するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の承認を得なければならない。

- (1) 重要性分類Ⅰの情報資産を取り扱う場合 最高情報統括責任者
- (2) 重要性分類Ⅱの情報資産を取り扱う場合 情報責任者

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第2号

庁中一般

亀岡市事務処理規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市事務処理規程等の一部を改正する訓令

(亀岡市事務処理規程の一部改正)

第1条 亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(文化芸術課長の専決事項)

第19条 亀岡市文化資料館（以下「資料館」という。）の事務に係る第14条に規定する財務に関することは、文化芸術課長が専決する。ただし、資料館の館長が亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）別表第2に規定する6級に相当する職員であるときは、この限りでない。

第31条を次のように改める。

(子育て支援課長の専決事項)

第31条 保健センター（ただし、第14条に定める課長の共通専決事項の範囲内とする。）の維持管理に関することは、子育て支援課長が専決する。

第31条の2を第31条の3とし、第31条の次に次の1条を加える。

(こども家庭課長の専決事項)

第31条の2 次の事項は、こども家庭課長が専決する。

- (1) 健康診査（母子保健事業に関することに限る。）に関すること。
- (2) 保健センター（ただし、第14条に定める課長の共通専決事項の範囲内とする。）の事業に関すること。

第40条の次に次の1条を加える。

（亀岡市文化資料館の館長の専決事項）

第40条の2 次の事項は、資料館の館長が専決する。

- (1) 第14条に規定する主管事務に関すること。
- (2) 資料館の施設の管理に関すること。
- (3) ポスター等の掲示その他軽易な広告に関すること。

第46条に次の1項を加える。

4 資料館の館長の専決事項で、資料館の館長が不在のときは、資料館の上席者が代決することができる。

（亀岡市福祉事務所専決規程の一部改正）

第2条 亀岡市福祉事務所専決規程（平成31年亀岡市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び保育課」を「、こども家庭課及び保育課」に改める。

（亀岡市子どもファースト推進本部設置要綱の一部改正）

第3条 亀岡市子どもファースト推進本部設置要綱（令和5年亀岡市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表委員の項を次のように改める。

委員	秘書課長
	生涯スポーツ課長
	環境政策課長
	こども家庭課長
	農林振興課長
	都市整備課長
	建築住宅課長
	教育総務課長
	学校教育課長
	社会教育課長
	学校給食センター所長
	図書館長
	みらい教育リサーチセンター所長

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第3号

庁中一般

亀岡市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市会計管理者の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成18年亀岡市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「物品調達基金の」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第4号

庁中一般

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則運用規程の一部を改正する訓令

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則運用規程（平成22年亀岡市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ウを次のように改める。

ウ 育児休業職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員をいう。ただし、次に掲げる育児休業をしている職員を除く。）

(ア) 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例

第9号。以下「育児休業条例」という。）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業
(イ) 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

第2条第6号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「育児休業法」に改め、同条第9号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第14号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和6年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

(1) 工事番号	5道改第16号		
(2) 工事名	市道保津宇津根並河線道路改良工事（その13）		
(3) 工事場所	亀岡市保津町地内外		
(4) 工事種別	土木一式工事		
(5) 工事概要	工事延長 L=86.8m W=10.75m		
・道路土工	路体盛土工	路体盛土	V=686.0m ³
	路床盛土工	路床盛土	V=377.0m ³
・擁壁工	アンカー式空積擁壁工	アンカー式空積擁壁 900型	A=100.6m ²
		小口止工	N=1.0基
・排水構造物工	側溝工	都市型側溝 300型	L=20.0m
		都市型側溝 350型	L=20.0m
	集水桝・マンホール工	都市型側溝用桝 350型	N=2.0箇所
・舗装工	アスファルト舗装工	表層（再生密粒度As） t=50	A=479.7m ²
	透水性舗装工	透水性As t=40	A=139.9m ²
・縁石工	縁石工	歩車道境界ブロック B種	L=51.2m
		地先境界ブロック C種	L=7.5m
・防護柵工	防止柵工	転落（横断）防止柵 土中 縦格子	L=39.0m
		転落（横断）防止柵 土中 4段ビーム	L=9.0m
		溶解式区画線（実線・破線、白、W=150）	L=93.6m
・区画線工	区画線工		

サイクルロード路面標示（矢羽根 青 W750）

N=1.0箇所

サイクルロード路面標示（誘導ライン 青 W200 L5000）

N=1.0箇所

・道路附属施設工 道路附属物工

1式

(6) 予定価格（税込） 26,772,900円

【入札書比較価格（税抜）24,339,000円】

(7) 工 期 契約日の翌日から令和6年3月31日まで

(8) 部 分 払 無

(9) 前 金 払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）

(11) 最低制限価格 採用

(12) 入札保証金 免除

(13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(14) 支給材料及び貸与品 有

(15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

(1) 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札

したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

（※受注金額は、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）

- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年3月1日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和6年3月1日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和6年3月7日（木） 午前9時から午後5時まで 令和6年3月8日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和6年3月11日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和6年3月6日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和6年3月12日（火）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和6年3月14日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和6年3月18日（月） 午前9時から午後5時まで 令和6年3月19日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和6年3月21日（木） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次

のとおり公告する。

令和6年3月5日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市千代川町高野林腰前3の1の一部、
3の2の一部、5の一部、市有地
(関連区域)
亀岡市千代川町高野林腰前3の1の一部、
3の2の一部、4の一部、5の一部、小林
美都路33の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
亀岡市大井町南金岐尾垣内9
株式会社三煌産業

「揭示済」

亀岡市公告第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和6年3月5日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市大井町北金岐柿木原102
(関連区域)
亀岡市大井町北金岐柿木原201の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市右京区西院西貝川町99
株式会社鳴海屋

「揭示済」

亀岡市公告第17号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和6年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和6年3月15日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第18号

デジタル媒体等を活用したシティプロモーション業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年3月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

デジタル媒体等を活用したシティプロモーション業務

(2) 業務内容

多様なデジタル媒体等を活用し、亀岡市の魅力を適切なターゲットに向けて配信し、事業の効果検証及び改善に関する業務委託を行うものである。

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 見積限度額

25,000,000円

（消費税及び地方消費税を含む。）

2 その他

詳細は、デジタル媒体等を活用したシティプロモーション業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第19号

かめおか共創支援プロジェクト運営業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年3月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

かめおか共創支援プロジェクト運営業務

(2) 業務内容

若い世代の起業家マインドを醸成するための「ビジネスチャレンジ事業」、及び新規ビジネスをサポートするための支援コミュニティの構築並びに事業伴走支援を行う「起業家等支援事業」を実施し、亀岡市

から新規ビジネスに挑戦する起業家等が育つ環境整備を行うプロジェクトに係る制度設計や事業企画・運営について包括的な運営業務を委託するものである。

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 見積限度額

18,000,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は、かめおか共創支援プロジェクト運営業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和6年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

亀岡市千代川町小林植田105の2の一部

(関連区域)

亀岡市千代川町小林植田105の2の一部、105の4の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

亀岡市篠町馬堀南垣内21の37

株式会社Caro

「揭示済」

亀岡市公告第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年3月29日

亀岡市長 桂川孝裕

1 都市計画事業の種類及び名称

南丹都市計画公園事業 5・5・303号
京都・亀岡保津川公園

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通) 島 田 千代美
石 田 悦 男
植 木 多津子
中 村 正 一
温 井 雅 紀

亀岡市公務災害補償等認定委員会委員に委嘱します

(各 通) 岸 親 夫
大 矢 みゆき
須 田 みどり

亀岡市公務災害補償等審査会委員に委嘱します
令和6年3月2日

(各 通) 大 江 広一郎
神 崎 弥
白 石 暁 子
関 徳 義
谷 村 岳 志
野々村 栄 子
服 部 貴 博
藤 井 孝 夫
藤 田 清 美
前 田 恵 子
八 木 利 夫

亀岡市総合農政計画審議会委員に委嘱します
任期は令和8年3月17日までとします
令和6年3月18日

議会事務局欄

規 程

亀岡市議会議員の請負の状況の公表に関する
条例施行規程を次のように定める。

令和6年3月28日

亀岡市議会議長 菱田光紀

亀岡市議会規程第1号

亀岡市議会議員の請負の状況の公
表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、亀岡市議会議員の請負の
状況の公表に関する条例（令和6年亀岡市条
例第26号。以下「条例」という。）の施行
について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、
請負状況等報告書（別記第1号様式）又は電
子情報処理組織を使用する方法その他の情報
通信の技術を利用する方法であって議長が定
めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂
正届（別記第2号様式）又は電子情報処理組
織を使用する方法その他の情報通信の技術を
利用する方法であって議長が定めるものによ
り行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧
の公表後に、当該一覧を訂正するときは、
削った部分を読むことができるように字体を
残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧(以下この条及び第6条において「閲覧」という。)は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 閲覧に係る報告及び訂正は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書(別記第3号様式)又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、亀岡市の休日を定める条例(平成3年亀岡市条例第17号)第1条第1項に規定する休日(次項において「休日」という。)に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日(以下この項において「閲覧開始日」という。)が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

監査委員欄

公 表

亀岡市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月29日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 齊藤一義

1 監査の種類

令和5年度定期監査及び行政監査

2 監査の対象

監査対象課等に係る令和5年度の事務の執行及び財務に関する事務の執行について

3 監査の着眼点

市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室

(2) 監査日程

対象課等	監査期間	ヒアリング実施日
○まちづくり推進部 都市計画課 都市整備課 桂川・道路交通課 土木管理課 建築住宅課 ○市民生活部 市民課 火葬場整備推進課 保険医療課 税務課	令和6年1月15日から 令和6年3月18日まで	令和6年2月15日 令和6年2月16日

6 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) まちづくり推進部

以下の各課に係る令和5年11月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 都市計画課

特に指摘する事項はなかった。

イ 都市整備課

(ア) 保津川水辺公園の指定管理について、基本協定に付属する仕様書に規定する管理責任者及び防火管理者並びに非常時の具体的な対応計画及び緊急時連絡先等について、市に報告する方法が明記されていなかった。

上記については書面で報告するよう、仕様書に明記されたい。

ウ 桂川・道路交通課

特に指摘する事項はなかった。

エ 土木管理課

特に指摘する事項はなかった。

オ 建築住宅課

(ア) 駐車場等使用料の収入済額1,652,166円について、調定が行われることなく収納されていた。

地方自治法第231条に、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定める

ところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」と定められている。

規定に基づき、適切な事務処理をされたい。

- (イ) 入居者から家賃と駐車場使用料の合計額を住宅使用料として徴収し、駐車場等使用料に科目を振り替える手続きが行われていなかった。

亀岡市財務規則第50条第1項に、「収入命令権者は、収入命令を発した収入金について、会計、会計年度又は収入科目に誤りがあることを発見したときは、直ちにこれを更正しなければならない。」と定められており、第2項には、「収入命令権者は、前項の規定により会計、会計年度又は収入科目に誤りがある収入金について更正をするときは、更正の調定をするとともに、振替伝票を作成し、直ちに出納機関に対し振替命令を発しなければならない。」と定められている。

規定に基づき、適切な事務処理をされたい。

(2) 市民生活部

以下の各課等に係る令和5年11月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 市民課

- (ア) 火葬場使用料において、火葬場使用許可証の交付日以降の納付が見受けられた。亀岡市営火葬場条例第6条に、「使用料は、前納とし、使用許可の際これを徴収する」と定められている。
条例に基づき適正な事務処理をされ

たい。

イ 火葬場整備推進課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 保険医療課

特に指摘する事項はなかった。

エ 税務課

特に指摘する事項はなかった。

7 意見

以上が、まちづくり推進部及び市民生活部における令和5年度の財務に関する事務の執行等について監査した結果である。

なお、今回の監査では、債権回収が十分にできておらず、使用料の未収額が増え続けている部署が見受けられた。当該債権は私債権に分類されるものであり、地方税法の例により強制徴収することはできないものの、滞納額の増加は市の収支を悪化させるだけでなく、適正に使用料を支払っている住民との間に不公平感を与え、行政への信頼を低下させかねない。

行政の公平性を保つため、悪質な滞納者に対しては法的措置を行うなど、適正な債権管理に努めていただきたい。あわせて、債権管理に係る職員の負担軽減の実現に向け、外部の専門家又は専門業者への委託を考えるなど、前向きな検討がなされることを期待する。

「揭示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

亀岡市教育委員会教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第1号

亀岡市就学援助規則の一部を改正する規則

亀岡市就学援助規則（平成19年亀岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

(12) クラブ活動費

別記第3号様式中

準 要 保 護	◇学用品費 ◇通学用品費 ◇新入学児童生徒学用品費 ◇校外活動費
	◇修学旅行費 ◇体育実技用具費 ◇通学費 ◇学校給食費
	◇昼食費（亀岡市中学校選択制デリバリー弁当） ◇卒業アルバム代 ◇医療費
	◇独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金

を

準 要 保 護	◇学用品費 ◇通学用品費 ◇新入学児童生徒学用品費 ◇校外活動費
	◇修学旅行費 ◇体育実技用具費 ◇通学費 ◇学校給食費
	◇昼食費（亀岡市中学校選択制デリバリー弁当） ◇卒業アルバム代 ◇医療費
	◇クラブ活動費 ◇独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金

に改める。

別記第4号様式中

「

◇学用品費 ◇通学用品費 ◇新入学児童生徒学用品費 ◇校外活動費 ◇修学旅行費
◇体育実技用具費 ◇通学費 ◇学校給食費 ◇昼食費（亀岡市中学校選択制デリバリー弁当）
◇卒業アルバム代 ◇医療費 ◇独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金

」

を

「

◇学用品費 ◇通学用品費 ◇新入学児童生徒学用品費 ◇校外活動費 ◇修学旅行費
◇体育実技用具費 ◇通学費 ◇学校給食費 ◇昼食費（亀岡市中学校選択制デリバリー弁当）
◇卒業アルバム代 ◇医療費 ◇クラブ活動費 ◇独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金

」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市教育委員会基本規則の一部を改正する規則及び亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市教育委員会教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第2号

亀岡市教育委員会基本規則の一部を改正する規則及び亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

（亀岡市教育委員会基本規則の一部を改正する規則の一部改正）

第1条 亀岡市教育委員会基本規則の一部を改正する規則（令和4年亀岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第19条の改正規定中「に改める」を「に改め、同条第4号中「亀岡市文化資料館」を削る」

に改め、同改正規定の次に次のように加える。

別表中

「

8	亀岡市文化資料館長印	8	18ミリ平方	〃	1	亀岡市文化資料館長
9	亀岡市みらい教育リサーチセンター所長印	9	21ミリ平方	〃	1	亀岡市みらい教育リサーチセンター所長

」

を

「

8	亀岡市みらい教育リサーチセンター所長印	8	21ミリ平方	〃	1	亀岡市みらい教育リサーチセンター所長
---	---------------------	---	--------	---	---	--------------------

」

に改める。

別掲中

「

8
亀 岡 市
文 化 資 料
館 長 印

9

亀岡市みらい 教育リサーチ セ ン タ ー 所 長 印

を

「

8
亀岡市みらい 教育リサーチ セ ン タ ー 所 長 印

に改める。

」

（亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正）

第2条 亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和40年亀岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

教育部	教育総務課	総務係 施設係
	学校教育課	学事係 指導係
	社会教育課	社会教育係 児童クラブ事業推進係
	歴史文化財課	文化財係 資料館企画係

」

を

「

教育部	教育総務課	総務係 管理係 施設係
	学校教育課	学事係 指導係
	社会教育課	社会教育係 児童クラブ事業推進係

」

に改める。

別表第2教育総務課の項中「就学前教育に関すること。」を削り、同表歴史文化財課の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

(亀岡市文化財保護条例施行規則の廃止)

- 2 亀岡市文化財保護条例施行規則（昭和44年亀岡市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

(亀岡市文化資料館条例施行規則の廃止)

- 3 亀岡市文化資料館条例施行規則（昭和60年亀岡市教育委員会規則第6号）は、廃止する。

「揭示済」

亀岡市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市教育委員会教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第3号

亀岡市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市立学校施設使用条例施行規則（平成16年亀岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第8条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、第2号又は第3号に該当する場合における冷暖房使用料（冷暖房設備を使用したことによる使用料の加算分をいう。）については、減免の対象としない。

第7条第1項第4号中「精神障害者福祉手帳」を「精神障害者保健福祉手帳」に改める。

別記第1号様式中

「申請者 所在地 「団体代表者 氏 名
団 体 名 を 住 所 に、
代表者氏名 電話番号」
電 話 番 号」

「

使 用 責 任 者	住 所			
	氏 名			
	携帯番号 (電話番号)		メールアドレス (任意)	

」

を

「

使 用 責 任 者	住 所	
	氏 名	
	携帯番号 (電話番号)	
	メールアドレス	

」

に改める。

別記第2号様式中「申請者」を「団体代表者」に、

「

使 用 範 囲 (体育館のみ)	① 全 面	① 全 面	① 全 面	① 全 面	① 全 面	① 全 面
	② 面	② 面	② 面	② 面	② 面	② 面

」

を

「

使 用 範 囲 (体育館のみ)	1 全 面	1 全 面	1 全 面	1 全 面	1 全 面	1 全 面
	2 面	2 面	2 面	2 面	2 面	2 面
冷 暖 房 使 用	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

」

に改め、同様式注意事項に次のように加える。

8 冷暖房使用料につきましては、減免の対象外となります。

別記第3号様式中

「 住 所 「団体代表者 氏 名
申請者 を 住 所 に、
氏 名」 電話番号」

「

使用範囲 (体育館のみ)	1 全面 2 面	1 全面 2 面	1 全面 2 面	1 全面 2 面	1 全面 2 面	1 全面 2 面
-----------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

」

を

「

使用範囲 (体育館のみ)	1 全面 2 面	1 全面 2 面	1 全面 2 面	1 全面 2 面	1 全面 2 面	1 全面 2 面
冷暖房使用	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の亀岡市立学校施設使用条例施行規則第7条の規定は、施行日以後に使用する施設について適用し、同日前に使用する施設については、なお従前の例による。

「揭示済」

告 示

亀岡市教育委員会告示第1号

次に掲げる告示は、廃止する。

令和6年3月28日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

- 1 亀岡市文化資料館協議会設置要綱（平成28年亀岡市教育委員会告示第3号）
- 2 亀岡市指定文化財指定（選定）の基準（平成30年亀岡市教育委員会告示第2号）

附 則

この告示は、令和6年4月1日から実施する。

「揭示済」

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般

亀岡市共同学校事務室運営規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月13日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市共同学校事務室運営規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

亀岡市共同学校事務室運営規程の一部を改正する訓令（令和4年亀岡市教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定を次のように改める。

別表中

「

亀岡・西部ブロック	室長が属する学校	亀岡小学校 本梅小学校 畑野小学校 青野小学校 保津小学校 城西小学校 亀岡中学校 育親中学校
-----------	----------	--

」

を

「

亀岡・西部・川東ブロック	室長が属する学校	亀岡小学校 保津小学校 城西小学校 亀岡中学校 亀岡川東学園 育親学園
--------------	----------	--

」

に、

「

東部・川東ブロック	室長が属する学校	安詳小学校 つつじヶ丘小学校 詳徳小学校 南つつじヶ丘小学校 東輝中学校 詳徳中学校 亀岡川東学園
-----------	----------	---

」

を

「

東部ブロック	室長が属する学校	安詳小学校 つつじヶ丘小学校 詳徳小学校 南つつじヶ丘小学校 東輝中学校 詳徳中学校
--------	----------	---

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

亀岡市教育委員会教育長訓令第3号

庁中一般

学校その他の教育機関の長に対する事務補助
執行規程及び亀岡市教育委員会事務専決規程の
一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月28日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

学校その他の教育機関の長に対す
る事務補助執行規程及び亀岡市教
育委員会事務専決規程の一部を改
正する訓令

(学校その他の教育機関の長に対する事務補
助執行規程の一部改正)

第1条 学校その他の教育機関の長に対する事
務補助執行規程(平成8年亀岡市教育委員会
教育長訓令第1号)の一部を次のように改正
する。

第4条中「、亀岡市文化資料館の館長」を
削る。

(亀岡市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第2条 亀岡市教育委員会事務専決規程(昭和
53年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号)
の一部を次のように改正する。

第1条中「、亀岡市文化資料館(以下「資
料館」という。)の館長」を削る。

第5条中「、資料館の館長」を削る。

第10条を削る。

第11条ただし書中「第17条」を「第
15条」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とし、第13条を第
12条とする。

第14条を削り、第15条を第13条とし、
第16条から第18条までを2条ずつ繰り上
げる。

第19条第3項中「及び」を「又は」に改
め、同条を第17条とする。

第20条を第18条とする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

選挙管理委員会欄

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第2号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和6年3月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

1, 457人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第3号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年3月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

24, 272人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第4号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和6年3月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

12, 136人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第5号

令和6年3月31日に招集された亀岡市選挙管理委員会において、次の者が委員長に選挙された。

令和6年3月31日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

住 所 省略
氏 名 美 馬 義 晴

「揭示済」

公平委員会欄

規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

亀岡市公平委員会委員長 深澤則夫

亀岡市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年亀岡市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

市長部局 （会計管理者の補助機関を含む。）	部長、室長、危機管理監、担当部長、担当室長、次長、課長、担当課長、副課長、担当副課長、秘書・広報・企画・財政・行政・人事・給与・研修・文書・庁舎管理・出納・部及び室の総務担当課事務の係長・主幹、SDGs創生課及び企画調整課員（主任に限る。）並びに人事・給与担当の職員（主任、主査及び主事に限る。）
教育委員会事務局	部長、担当部長、次長、課長、担当課長、副課長、担当副課長及び総務担当課事務の係長

」

を

「

市長部局 （会計管理者の補助機関を含む。）	部長、室長、危機管理監、担当部長、担当室長、次長、課長、担当課長、副課長、担当副課長、秘書・財政・人事・給与・福利厚生・例規審査・庁舎管理・出納担当の係長及び主幹並びに人事・給与担当の職員（主任、主査及び主事に限る。）
教育委員会事務局	部長、担当部長、次長、課長、担当課長、副課長、担当副課長及び人事担当の係長

」

に改める。

別表第2中

「

幼稚園	園長
-----	----

」

を

「

幼稚園	園長、担当副課長
-----	----------

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市上下水道部の企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第1号

亀岡市上下水道部の企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部の企業職員の給与等に関する規程（昭和47年亀岡市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に、

第24条第1項	報酬	給料
---------	----	----

を

第24条第1項	報酬	給料
第24条の2第1項	報酬	給料

に改め、同表中第26条第2項の項及び第26条第2項各号の項を削る。

第4条の表に次のように加える。

異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所において応急作業等に従事した職員	1日につき500円
国又は他の地方公共団体等からの要請に基づき、異常な自然現象により重大な災害が発生した地域に派遣され、応急対策又は災害復旧のための業務に従事した職員	1日につき840円 （特に危険であると水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が認める場合は1,680円）の範囲内で管理者が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。ただし、第3条第1項の表の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市上下水道部告示第7号

亀岡市指定給水装置工事事業者
指定の告示

令和6年3月13日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和6年3月13日

2 指定業者

指定 番号	業 者 名	代表者名	住 所
338	前中設備	前中 均	兵庫県三田市上相野605-6

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第8号

公共下水道の供用及び汚水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、令和6年3月14日から令和6年3月28日までの期間、亀岡市上下水道

部お客様サービス課において、縦覧に供する。

令和6年3月14日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 供用及び汚水の処理を開始する年月日
令和6年3月29日
- 2 供用及び汚水の処理を開始する区域
大井町並河検見ケ上、三宅町野々神、荒塚町二丁目、北古世町二丁目、篠町篠中西裏、曾我部町重利風ノ口、寺長縄手、蔦田野町太田（中西、細木原）、柿花畑ケ中、佐伯下峠、鹿谷丸ケ条の各一部
- 3 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 4 汚水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置：京都府亀岡市三宅町八田1番地
 - (2) 名称：亀岡市年谷浄化センター

「揭示済」

市立病院欄

規程

亀岡市立病院処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月28日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

亀岡市病院事業管理規程第1号

亀岡市立病院処務規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院処務規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「栄養科」を「栄養科

臨床工学科」に改める。

第3条第2項に次の1号を加える。

(7) 関係委員会に関すること。

第3条第6項中

「(11) その他栄養管理に関すること。」を

「(11) その他栄養管理に関すること。

臨床工学科

(1) 医療機器の管理及び運営に関すること。

(2) 関係医師との連絡調整に関すること。

(3) 関係委員会に関すること。

(4) その他臨床工学に関すること。」

に改め、同条第8項中「訪問看護に関すること」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号

を加える。

- (1) 訪問看護に関すること。
- (2) 関係委員会に関すること。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立病院職員の給与に関する規程及び亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月28日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

亀岡市病院事業管理規程第2号

亀岡市立病院職員の給与に関する規程及び亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

(亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「初任給調整手当は」の次に「、行政職給料表」を加え、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、原則として病棟に勤務し、看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)並びに看護師長の指導の下に、原則として療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)、病室内の環境整備及びベッドメイキングのほか、病棟内において、看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等の業務に専ら従事する職員 月額6,000円

第10条第6項第2号中「25,000円」を「10,000円」に改める。

(亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 亀岡市立病院会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに勤務時間、休暇等に関する規程(令和2年亀岡市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第11条中「同条第1項第2号」を「同条第1項第1号中「6,000円」とあるのは「6,000円に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。)」と、同条同項第3号」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和6年2月1日から適用する。ただし、第1条中第10条の改正規定は、令和6年4月1日から施

行する。

「揭示済」